

みずほレポート

2019年6月28日

中国の対外開放政策の歩み とその評価

—2018年度 中国商務部国際貿易経済合作研究院への委託調査

- ◆中国は、1978年の改革開放以後、対外開放を段階的に進めてきた。外資導入の重点分野は、国内の経済・産業の発展に応じて変化しており、2001年のWTO加盟後は、サービス業も段階的に開放されるようになるとともに、製造業の発展に伴いハイテク産業に軸足が移っている。
- ◆近年の政策をみると、中央政府レベルでは外資参入規制緩和の継続に加え、知的財産権保護や外貨管理の制度改善をはじめとするビジネス環境の改善に取り組んでいる。地方では、自由貿易試験区やサービス業の開放拡大の試行事業など、全国よりも高い水準での開放を試験的に実施する動きも広がっている。
- ◆対外開放の進展は、中国経済の高成長実現と国民生活向上に寄与し、中国の世界経済への貢献度も高まった。中国は、今後も主にサービス分野の開放拡大や投資環境整備を続ける方針だ。日本企業としては、引き続き開放の動向をフォローするとともに、対話や提言を通じて中国政府に開放促進を働きかけることが重要だ。

アジア調査部 中国室主任 研究員 三浦 祐介
03-3591-1378 yusuke.miura@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。

目 次

I. はじめに	1
II. 中国の対外開放政策の変遷と最近の動向 ～商務部研究院調査を踏まえ～	1
1. 改革開放後の対外開放政策の概観	1
(1) 5カ年計画	1
(2) 外商投資産業指導目録	1
2. 中央政府による近年の主な対外開放政策	3
3. 地方で展開されている近年の主な対外開放政策	5
4. 商務部研究院によるこれまでの対外開放政策の評価と今後の展望	7
III. おわりに	8
資料編（商務部国際貿易経済合作研究院）	10
1. 改革開放後の中国の対外開放政策の変遷	10
(1) これまでの「5カ年計画」における外資関連内容の整理	10
(2) 1997～2015年「外商投資産業指導目録」内容の主な変化	10
2. 近年の主な対外開放政策およびその成果	10
(1) 重要な中央政府文書の関連分野における成果	10
(2) 地方政府の開放政策およびその成果	10
(3) 外国政府・企業の中国の対外開放政策に対する貢献	15
3. 対外開放の最新状況	17
(1) 外商投資産業指導目録（2017年改訂）	17
(2) 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）	18
4. これまでの対外開放政策の効用および未来への展望	19
(1) これまでの対外開放政策が中国の発展にもたらした効果	20
(2) 今後の展望	22
(3) 今後ネガティブリストから除外される確率が比較的高い業種	23

I. はじめに

中国では、1978年の改革開放以降、経済成長を促進する重要な手段として外国資本を活用するため、対外開放を進めてきた。その後、2001年にWTO加盟を果たしたこともあり、開放されている分野は着実に広まってきている。中国は、生産年齢人口の減少や資本生産性の低下といった課題に直面しており、生産性向上の一助となる対外開放に引き続き取り組むことが予想される。その過程で開放がさらに進めば、日本企業を含む外資企業にとっての中国ビジネスの機会はいっそう拡大することが期待される。また、中国の対外開放に関わる政策は、足元で顕在化している米中貿易摩擦の動向を左右する変数のひとつとなりうる。中国の対外開放のこれからの動きをみるうえでは、同政策のこれまでの変遷と現在の状況を把握することが欠かせない。

そこで、みずほ総合研究所は、中国の対外開放政策のこれまでの変遷や最近の動向について、業務提携先である中国商務部国際貿易経済合作研究院（中国商務部傘下のシンクタンク、以下、商務部研究院）に対して調査研究を委託した。調査期間は、2018年11月～2019年2月である。以下では、商務部研究院の報告書「中国の対外開放の現状と展望」（以下、報告書）を踏まえ、中国の対外開放政策の動向を概観する。報告書の本文は、10頁から資料編として掲載している。

II. 中国の対外開放政策の変遷と最近の動向 ～商務部研究院調査を踏まえ～

1. 改革開放後の対外開放政策の概観

（1）5カ年計画

対外開放を含む中国の政策は、5カ年計画においてその基本的な方向性が規定されている。報告書では、改革開放後に策定された第6次五カ年計画（1981～85年）から、直近の第13次五カ年計画（2016～20年）における対外開放に関する記述が整理されている。

その中で示されている対外開放の主な対象分野について、キーワードを比較したものが次頁図表1だ。ここからは、国内の経済・産業の発展に応じて、外資導入の重点も変化してきたことがみてとれる。すなわち、改革開放直後の第6次から第7次にかけて、経済活動の基盤となる交通やエネルギーなど国内の各種インフラ整備に重点が置かれた後、第7次から第10次にかけては輸出産業の振興に重点が移行した。そして2001年のWTO加盟後は、サービス業が段階的に開放されるようになるとともに、製造業の発展に伴いハイテク産業に重点の軸足が移り、現在に至っている。

（2）外商投資産業指導目録

こうした開放の方針をより具体的に表しているのが、1995年から発表されている「外商投資産業指導目録」だ。同目録は、中国の発展に必要な外資を優先的に誘致する、あるいは望ましくない分野への参入を規制するために、具体的な業種を規定するもので、公表後、時代の変化に合わせて7回改訂されている。

形式は、2015年改訂版まで「奨励類」「許可類」「規制類」「禁止類」の4項目に分類するというものであったが、2017年の改訂時に投資を奨励する業種を定めた「奨励類外商投資産業目録」と規制

する業種を定めた「外商投資参入許可特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）」（以下、ネガティブリスト）の2部構成という形式に見直され、ネガティブリストの内訳として従来の「規制類」・「禁止類」項目が位置づけられることとなった。さらに翌2018年には、ネガティブリストが「規制類」・「禁止類」の別をなくし、業種ごとの管理措置（出資比率制限など）を示す形式に改められた。ネガティブリスト方式は、2013年の習近平政権時に、対外開放加速に向けて採用する方針が示されて以降、後述の上海自由貿易試験区を皮切りに段階的に導入が進められ、2017年に全国レベルでの導入に至ったことになる。

2007年以降の目録（2018年はネガティブリスト）改訂時の主な変化点をまとめたものが次頁図表2だ。サービス業において開放の対象となっている業種が段階的に拡大しているほか、製造業についても、高度な分野での参入奨励に加えて、一部例外を除き基本的に参入が認められるようになるなど、産業構造の変化を反映して開放が進められていることが分かる。他方、まだ規制が残っている業種もある。報告書によれば、開放を進める（国内の）条件がまだ整っていないため、製造業のほか、卸・小売、情報伝送・ソフトウェア・情報技術、科学研究・技術等のサービス業の中に、2018年版ネガティブリストに掲載されている業種がある。また、2017年の改訂時に、報道出版やインターネット情報サービス、測量等の専門技術サービスなどが禁止項目に追加されるなど、国内統治上、影響がある一部の分野については、規制が厳格化するケースもみられる¹。

図表1 五カ年計画で示されている対外開放の主な対象分野

計画年	分野
第6次 (1981～85)	・エネルギー、交通の建設 ・既存企業の技術改良と設備の更新
第7次 (1986～90)	・電力、港湾、石油などの分野の建設、および電子機械などの業種の技術改良 ・輸出による外貨獲得能力の拡大と輸入代替の実施
第8次 (1991～95)	・エネルギー、交通、通信、重要原材料、環境保全等のプロジェクト建設 ・輸出能力の拡大と輸入製品の代替の発展に資する技術と設備の導入を優先
第9次 (1996～2000)	・農業、エネルギー、交通、重要原材料、省エネ・コスト削減、輸出外貨獲得拡大、環境汚染防止
第10次 (2000～05)	・ハイテク産業と輸出型産業、サービス業、中西部地域、生態系の環境建設・環境保全、鉱物と観光資源の開発
第11次 (2006～10)	・ハイテク産業、現代サービス業、ハイエンド製造業、インフラ建設、生態系の環境保全、R&Dセンター・購買センター・教育センターの設立
第12次 (2011～15)	・現代農業、ハイテク技術、先進的製造業、省エネ・エコ・新エネ、現代サービス業、R&Dセンターの設立
第13次 (2016～20)	・幼児教育、建築デザイン、会計監査などサービス分野 ・銀行、保険、証券、介護などへの市場参入拡大 ・先進的製造業、ハイテク技術、省エネ、エコ、現代サービス、R&Dセンター

（資料）商務部研究院報告書より、みずほ総合研究所作成

¹ 日本貿易振興機構「中国『外商投資産業指導目録（2017年改訂）』の概要と特徴」『調査レポート』2017年7月。

2. 中央政府による近年の主な対外開放政策

上述のような基本方針にのっとり、中央政府は対外開放に関するより具体的な政策を策定している。報告書では、最近の中央政府の政策として「対外開放拡大による外資の積極利用のための若干の措置に関する通知」（2017年1月17日公表、以下【2017年通知①】）、「外資の成長促進のための若干の措置に関する通知」（2017年8月16日公表、以下【2017年通知②】）、「積極的・効果的な外資利用による質の高い経済発展推進のための若干の措置に関する通知」（2018年6月15日公表、以下【2018年通知】）の3つが挙げられ、各政策のうち、外資規制、知的財産権、外貨管理の3項目に関する内容について整理されている（次頁図表3）。

ここからは、開放の分野を拡大すると同時に、外資企業にとってビジネスをしやすい環境整備にも力を入れていることがわかる。1点目の外資規制については、サービス業や高度な製造業を中心とした参入規制の緩和や開放のロードマップ検討などが示されており、前節で紹介した対外開放の重点の

図表2 外商投資産業指導目録の改訂に伴い開放された分野

年	開放された分野と具体例
2007年	○サービス業の開放拡大 ・アウトソーシングサービス引き受け、現代物流等を奨励類に追加 ○循環型経済、クリーン生産、再生可能エネルギー・生態環境保護の奨励
2011年	○製造業の改造・レベルアップの促進、戦略性新興産業の育成 ・建築廃棄物再利用、新エネルギー車部品製造、新型ワクチン生産等を奨励類に追加 ○サービス業の発展促進 ・ベンチャーキャピタル、知的財産権サービス、家事サービス等を奨励類に追加
2015年	○一般製造業を基本的に開放 ・飲料、化学原料・製品、用設備、専用設備等の関連項目の大多数を許可類に追加 ○サービス業の開放継続 ・IoT技術の開発・応用、高齢者福祉施設等を奨励類に追加
2017年	○サービス業、製造業、鉱業で開放水準を一層引き上げ ・道路旅客運輸、格付け、会計、軌道交通設備製造、新エネルギー車電池製造、非在来型石油・ガス採掘、リチウム採掘等への参入制限を取り消し ・VR/AR設備製造、3Dプリンター中核部品、都市駐車場などを奨励類に追加
2018年 (※)	○サービス業の開放を大幅に拡大 ・銀行業・証券業等の外資持分比率制限を撤廃または緩和、電力網・鉄道旅客運輸・国際海上運輸・ガソリンスタンド等の外資制限を取り消し ○製造業を基本的に開放 ・専用車・新エネルギー車・商用車の外資持分比率制限を撤廃または段階的に撤廃、船舶（設計・製造・修理）、航空機の外資規制を取り消し ○農業・エネルギー資源分野への参入を緩和 ・小麦・とうもろこし以外の外来農作物種子生産、レアアース製錬分離等の外資規制を取り消し

(注) 2018年からは、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」となっている。

(資料) 商務部研究院報告書より、みずほ総合研究所作成

図表3 近年の中央政府による対外開放政策の主な内容

分野	主な内容
外資 参入 規制	<p>○サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点緩和（銀行、証券、証券投資基金管理、先物、保険、保険仲介）、緩和（会計監査、建築設計、格付サービス）、段階的な開放推進（電気通信、インターネット、文化、教育、交通運輸）【2017年通知①】 ・対外開放のスケジュール、ロードマップを明確化（国際海上輸送、旅客鉄道運輸、ガソリンスタンド、インターネットサービス提供有料店舗、コールセンター、講演マネジメント、銀行・証券・保険）【2017年通知②】 ・解消または緩和（交通運輸、ビジネス物流、専門サービス）、自由貿易試験区内で対外開放に関するストレステストを強化（電気通信、文化、観光）【2018年通知】 <p>○農業・鉱業・製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点解消（軌道交通設備製造、バイク製造、燃料エタノール生産、油脂加工）、緩和（オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等特殊石油資源および鉱物資源）【2017年通知①】 ・対外開放のスケジュール、ロードマップを明確化（特殊用途自動車、新エネルギー車製造、船舶設計、リージョナルジェット・一般航空機メンテナンス）【2017年通知②】 ・解消または緩和（種苗業、石炭、非金属鉱物採掘、自動車、船舶、航空機）【2018年通知】 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理制度の全面的実施【2017年通知②】
知的 財産権	<p>○制度整備、執行の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行の強化、権利維持の支援、仲裁調停の強化【2017年通知①】 ・司法による保護と行政執行の強化【2017年通知②】 ・特許法など関連法律法規の改正の推進。訴訟の仲裁・仲介に係る試行の推進【2018年通知】 <p>○取り締まり強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の海賊版による知的財産権・特許権・商標専用権の侵害の重点取り締まり【2017年通知②】 ・商業機密侵害、悪意の商標出願、商業ロゴに対する混同惹起、特許・商標権侵害、ネット上の海賊版による権利侵害などへの処罰強化【2018年通知】 <p>○国際協調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する国際機関による国内での仲裁・調停支部の設立推進【2017年通知①】 ・WTO加盟時の約束履行。各級政府職員による行政的手段を用いた技術移転強制の禁止【2018年通知】
外貨 管理	<p>○資金運用の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多国籍企業による人民元・外貨資金の集中運用実施の許可【2017年通知①】 ・資金プール管理の簡素化、多国籍企業の外貨資金集中運用管理の実施に係る試行登録条件の緩和、多国籍企業グループによる双方向のクロスボーダー人民元資金プール業務の支持【2018年通知】 <p>○利益の自由な持ち出しの保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な利益、配当等は、法に基づき人民元・外貨での自由持ち出しが可能【2017年通知②】

(資料) 商務部研究院報告書より、みずほ総合研究所作成

変遷に沿ったものとなっている。

2点目の知的財産権については、特許や意匠、商標などに対する中国企業の権利侵害が外資企業から長らく問題視され、近年ではイノベーション加速に取り組む中国企業自身にとっても、その保護が重要な関心事となっている。こうした背景から、権利保護の取り組みが強化されており、最近の対外開放政策では、制度整備および執行の強化、海賊版などの重点取り締まりの実施のほか、国際協調の3点が主な施策として掲げられている。国際協調に関しては、米中協議における争点のひとつである「行政的手段を用いた技術移転強制」を禁止する方針が示されており、その後、2019年3月の外商投資法成立で明記されるに至った。

3点目の外貨管理については、外資企業の中国における資金管理の効率化に資する施策と、利益等の自由な国外持ち出しの保証の2つが柱となっている。後者については、2015年7月の人民元急落を受けた資本流出規制の強化により、外資企業の資金管理に悪影響が及んだことを受けて盛り込まれたものとみられる。

これらの対外開放政策を中国政府が策定する際には、外国企業の意見も参考にしているとみられる。代表的なものとしては、在中国の外資系企業、特に日米欧の3カ国・地域の企業がビジネス環境の改善に向けて長年にわたりとりまとめ、中国政府に提出している提言書が挙げられる。また、中国政府側からも、前節で触れた外商投資産業指導目録を改訂するにあたり、2011年からはパブリックコメントを募集するようになっている。どの意見をどのように反映させているか、検討のプロセスは不透明なものの、募集前と募集後で変更点があることから、意見は確かに取り入れられているようだ²。

3. 地方で展開されている近年の主な対外開放政策

中国政府は、前節で紹介した政策のように中央レベルで全国統一の基本方針を公表しているだけでなく、特定の地方に範囲を限定して、より高い水準での開放を試験的に実施する取り組みを行っている。その代表的な例が、報告書で紹介されている自由貿易試験区（以下、試験区）とサービス業開放拡大総合試行事業だ。

試験区の施策は、2013年に上海市で実施されて以降、現在では合計12の省市で実施されている。対象となる地域は、当初は沿海部が中心であったが、その後中西部にも拡大している。この施策における主な取り組みのポイントは、各地で基本的に共通している。具体的には、政府の職能転換（行政改革）の加速や外資規制の緩和、法治化等のビジネス環境の改善、産業構造の転換・高度化、金融サービスの強化などが挙げられ、外資規制緩和の一環として、先述のネガティブリストよりも規制が少ない試験区版ネガティブリストも設けられている。これらの基本方針にもとづき、各地が地理的特性や中国の地域政策のほか、対外経済政策として中国が力を入れている一帯一路構想などを踏まえて戦略を策定している（次頁図表4）。例えば、広東省や福建省は、それぞれ結びつきが強い香港・マカオ、台湾との関係や、「21世紀の海のシルクロード」との連結を強調している。このほか、湖北省や重慶

² 日本貿易振興機構「中国『外商投資産業指導目録（2011年改訂版）』の概要と特徴」『調査レポート』2012年3月。

市では、長江経済ベルトや西部大開発戦略といった地域開発戦略との関係についても言及されている。また、最も新しい取り組みである海南省では、省市内の一部を試験区として指定しているほかの地方と異なり、島全体が試験区となっており、国内でも有数の観光資源と併せて、その優位性を発揮しようとの方針が示されている。

サービス業開放拡大総合試行事業は、現在北京市が唯一の対象地域となっており、国務院が承認した「北京市サービス業開放拡大総合試行事業実施プラン」に基づき、2015年から開始された。当初は3年間の時限的取り組みとして進められたが、その継続プランとして、2017年には「改革深化による北京市サービス業開放拡大総合試行事業推進プラン」、さらに2019年には「北京市サービス業開放拡大総合試行事業の全面推進プラン」が国務院に承認され、段階的に取り組みが拡大している。次頁図表5の通り、試行の対象となっている業種あるいは業務につき、全国的な規制に比べて、段階的に規制が緩和されている。

図表4 自由貿易試験区の概要

省市	地域	開始年	各地の特徴となっているキーワード
上海	東部	2013	(中国発の自由貿易試験区)
天津	東部	2015	・北京市・河北省との協力
広東	東部	2015	・広東・香港・マカオビッグベイエリア協力のモデル地域化 ・21世紀の「海のシルクロード」の重要ハブ、国際航路のハブ化
福建	東部	2015	・兩岸経済協力深化のモデル地域化 ・21世紀の「海のシルクロード」の中心地域建設
遼寧	東北	2017	・東北旧工業地帯発展の競争力上昇の原動力化
浙江	東部	2017	・東部地域の海上門戸開放モデル地域化 ・石油製品を中心としたコモディティのグローバル配置能力の向上
河南	中部	2017	・南北を貫通し東西を連結する交通・物流システム、内陸開放型経済のモデル地域化 ・「一帯一路」建設の現代的総合交通ハブ化
湖北	中部	2017	・中部復興戦略と長江経済ベルト発展の推進におけるモデル作用の発揮
重慶	西部	2017	・「一帯一路」と長江経済ベルト連携の国際物流ハブ化 ・西部大開発の戦略的重要拠点化
四川	西部	2017	・西部大開発と長江経済ベルト発展の推進におけるモデル作用の発揮
陝西	西部	2017	・内陸型改革開放の新たな高み、西部大開発戦略のさらなる実施推進 ・「一帯一路」経済協力と人文交流の重要な機軸化
海南	東部	2018	・全島試行地としての優位性の発揮 ・改革開放試験地域、国家生態文明試験区、国際観光消費センター、国家重点戦略サービス保障地域の建設との密接な関連 ・太平洋とインド洋に向けた重要な対外開放のゲートウェイの建設

(資料) 商務部研究院報告書より、みずほ総合研究所作成

4. 商務部研究院によるこれまでの対外開放政策の評価と今後の展望

報告書では最後に、前節までの対外開放政策の効果に関する評価と、今後の展望について述べられている。その要点は以下の通りだ。

まず、これまでの政策の評価について、1点目に「生産力の解放と発展を実現させた」として、改革開放以後の約40年間の経済の高度成長の達成、製造業の競争力向上やサービス業のシェア上昇に代用される産業の発展・現代化の進展、輸出や対中直接投資の増加等の経済の国際化の加速が指摘されている。2点目に「国民生活に改善と発展をもたらした」として、中間層の拡大や、都市・農村の所得増加、輸出による供給過剰の解消や輸入による（質の高い製品などへの）需要の充足が挙げられている。3点目に「世界経済の繁栄と発展を推し進めている」として、グローバル経済における南北不均衡の是正や金融危機以後の成長のけん引といった世界最大の発展途上国としての役割発揮や、グローバルでの貧困撲滅への貢献が挙げられている。

次に、今後の展望について、対外開放を進めるうえで考慮する要素として、業種に応じた対外開放の基本方針と、国内の産業発展上のニーズ、外資企業の要望の3点を挙げている。具体的な開放の方向性としては、市場参入の緩和継続、知的財産権の保護強化、外貨管理分野の改革開放推進、世界でトップクラスのビジネス環境の創出が挙げられている。業種に関しては、特に外国投資家からの関心が高く、国内市場で供給が不十分である教育や医療の分野などを中心に、開放が継続されるとの見込みが示されている。

図表5 北京市のサービス業開放拡大試行事業における規制緩和分野

業種（大分類）	2015	2017	2019
交通運輸・倉庫・郵政	航空機メンテナンス	航空運送代理店	—
情報伝送・ソフトウェア・情報技術	—	—	インターネット接続サービス業務等
金融	銀行、保険	銀行の人民元業務	境内適格機関投資家
リース・ビジネスサービス	信用調査会社、会計士事務所、人材紹介会社、合併による海外旅行サービス	持株会社、法律事務所運営、人材紹介会社	独資による中国人向け海外旅行サービス、法律事務所運営、持株会社
科学研究・技術	エンジニアリング	医薬品臨床試験	認証機関
衛生・社会事業	医療機関	—	医療機器、養老サービス
文化・体育・娯楽	公演マネジメント機関	娯楽・公演施設、オーディオ・ビジュアル作品制作	娯楽・公演施設、公演マネジメント機関、オーディオ・ビジュアル作品制作

(注) 1. 2017年版の業種大分類に基づき整理。

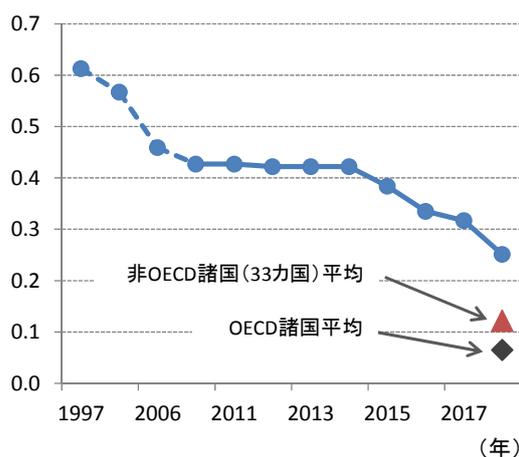
2. 同じ内容の場合（例えば、娯楽・公演施設）、サービスの提供対象地域等その他の要件が緩和されている。
 (資料) 商務部研究院報告書等より、みずほ総合研究所作成

III. おわりに

以上みたように、中国は段階的に外資に向けた市場開放を進めてきた。OECDが主要国の外国直接投資に関するルールの厳格さを判断するひとつの指標として発表しているFDI制限指数をみても、2010年代後半から、開放のペースが速まっていることが確認できる（図表6）。また、参入規制の緩和に加えて、知財保護や外貨管理、手続き簡素化といったビジネス環境の改善に向けた制度整備も着実に進んでいる³。しかし、国際的にみれば開放の度合いはまだ低く、一層の開放の余地が残されているといえよう。ビジネスに関わる諸制度についても、運用面での不透明性といった問題が残存しており、今後の改善の余地は大きい⁴。

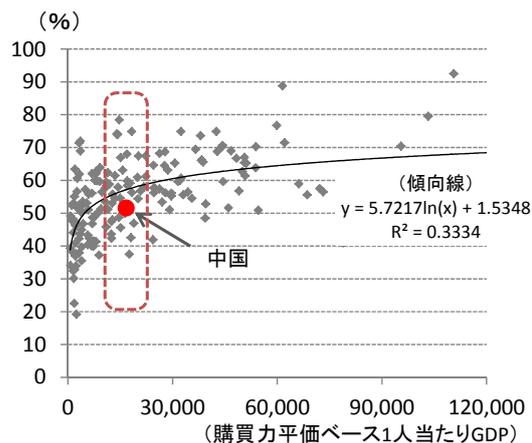
今後の対外開放を業種の視点から展望すると、特に期待できるのがサービス分野だ。中国の場合、経済に占めるサービス業のシェアが国際的にみて所得水準の割に低く（図表7）、対外開放の水準も製造業に比べて低いためだ（次頁図表8）。足元では米中摩擦等による景気下押し圧力の強まりなど、経済の減速懸念が高まっている状況だが、趨勢的にみれば内需の拡大と経済のサービス化、そしてサービス分野の対外開放は進むことが見込まれ、中国のサービス市場が外資にとって無視できない存在であることに変わりはないだろう。具体的な業種については、FDI制限指数の高い業種をみると、交通やメディア、通信、金融、ビジネスサービス（法律）等が上位に挙げられる。このうちメディアについては、上述の通り国内統治の観点から規制緩和が進みづらいとみられるが、その他については近年開放の動きがみられ、今後もこの流れが続くことが期待される。また、FDI制限指数での業種分類には含まれていないものの、報告書で指摘されている教育や医療等、日本企業が先進国企業としてのノウハウを発揮できる業種でも、開放の拡大が期待される。

図表6 中国のFDI制限指数の推移



(注) 1に近いほど規制が強く、0に近いほど規制が緩い。
(資料) OECDより、みずほ総合研究所作成

図表7 サービス業のGDPシェアと所得水準



(注) 世界176カ国の2017年時点のデータ。
(資料) 世界銀行、IMFより、みずほ総合研究所作成

³ 世界銀行が各国のビジネス環境の良し悪しを定量化して作成している「ビジネス環境ランキング」での中国の順位は、2017年版および2018年版では78位だったのに対し、2018年版では46位と、環境が大きく改善した。

⁴ 例えば、国際協力銀行『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告』2018年11月26日。

日本企業は、これまでも中国の経済構造および対外開放政策の変化に合ったかたちで対中直接投資を進めてきており、今後も中国政府の対外開放に向けた取り組みの動向を引き続きフォローしておくことが重要だ。特に、地方レベルでの試験事業が順次全国に展開される可能性が高いことから、自由貿易試験区やサービス業の開放拡大を試験的に先行させている北京市等の政策動向が参考となるだろう。それと併せて、官民双方による中国政府への提言や日中間の対話の枠組みを通じ、中国の対外開放促進に向けた働きかけを続けていくことが望まれる。

図表7 中国のFDI制限指数の推移（業種別）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
第一次産業	0.50	0.50	0.48	0.48	0.48	0.45	0.39	0.38	0.36
農林業	0.28	0.28	0.26	0.26	0.26	0.23	0.14	0.14	0.12
農業	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.30	0.22	0.22	0.19
林業	0.21	0.21	0.19	0.19	0.19	0.15	0.05	0.05	0.05
漁業	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
鉱業	0.43	0.43	0.41	0.41	0.41	0.34	0.27	0.23	0.20
第二次産業	0.29	0.29	0.30	0.30	0.30	0.26	0.20	0.16	0.09
製造業	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.20	0.13	0.10	0.07
食品等	0.21	0.21	0.19	0.19	0.19	0.17	0.07	0.05	0.05
石油・化学	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.16	0.07	0.06	0.06
金属・機械	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.19	0.11	0.10	0.08
電気・電子	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.17	0.08	0.06	0.06
輸送機械	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.32	0.30	0.25	0.12
電力	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.48	0.50	0.44	0.09
発電	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.24	0.12	0.12
送電	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.65	0.75	0.75	0.05
建設	0.29	0.29	0.34	0.34	0.34	0.34	0.26	0.17	0.17
第三次産業	0.49	0.49	0.48	0.48	0.48	0.44	0.40	0.40	0.32
流通	0.28	0.28	0.26	0.26	0.26	0.20	0.12	0.10	0.08
卸売	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.19	0.11	0.10	0.08
小売	0.34	0.34	0.30	0.30	0.30	0.21	0.14	0.11	0.08
交通	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.53	0.56	0.54	0.41
陸運	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.33	0.28	0.23	0.05
海運	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.60	0.65	0.65	0.42
空運	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.66	0.75	0.75	0.75
宿泊・飲食	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.15	0.05	0.05	0.05
メディア	1.00	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
ラジオ・放送	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
その他メディア	1.00	1.00	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97
通信	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
固定通信	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
移動通信	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
金融サービス	0.54	0.54	0.52	0.52	0.52	0.52	0.50	0.50	0.27
銀行	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.05
保険	0.65	0.65	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.50
その他金融	0.47	0.47	0.44	0.44	0.44	0.43	0.38	0.37	0.25
ビジネスサービス	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.30	0.25	0.23	0.23
法律	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.75	0.75	0.75
会計	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.25	0.15	0.05	0.05
建築	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.05	0.05	0.05
エンジニアリング	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.05	0.05	0.05
不動産	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.18	0.11	0.11	0.11
全体	0.43	0.43	0.42	0.42	0.42	0.38	0.34	0.32	0.25

(注) 2018年のみ、指数が全体(0.25)より高い業種を赤字で示している。

(資料) OECDより、みずほ総合研究所作成

資料編（商務部国際貿易経済合作研究院）

1. 改革開放後の中国の対外開放政策の変遷

中国の対外開放政策は、これまでの「5カ年計画」に表れている。特に外資の開放分野に関連する内容は各段階における中国の対外開放の重点を反映している。「5カ年計画」のほかに、中国は1997年に初めて「外商投資指導目録」を公表した。これはわが国が外資の投資を指導する重要な産業政策であり、外資が国内において投資する際の重要な指導的文書である。その主旨は、国家経済の安全を保証するという前提のもと、外資の投資効果を十分に発揮するというものである。

（1）これまでの「5カ年計画」における外資関連内容の整理

1978年の改革開放から現在に至るまで、わが国は5つの5カ年計画、3つの5カ年規画（以下、計画）を制定してきた。目下、わが国は正に「十三五（第13次5カ年計画）」（2016～2020）を実施中である。これまでの「5カ年計画」において、すべて外資に関する内容に言及されている。具体的には附表1の通りである。

（2）1997～2015年「外商投資産業指導目録」内容の主な変化

「外商投資産業指導目録」は1995年に発表されて以来、それぞれ1997年、2002年、2004年、2007年、2011年、2015年の計6回改訂された（附表2-1・2-2）。「外商投資産業指導目録」は、外資の投資プロジェクトを「奨励」「許可」「規制」「禁止」の4つに分類し、指導目録に組み込まれない「許可」の外資投資プロジェクト以外の3種には詳細な規定が付された。それぞれの項目では各業種に対して、外資の参入を「奨励」「規制」或いは「禁止」する業種を列挙しており、関連部局の外資参入管理の主な根拠とされている。

2. 近年の主な対外開放政策およびその成果

近年、中国は持続的に対外開放の力を強めており、中央においては対外開放と外資の管理に対する指導的意見を立て続けに公表しており、地方においては積極的に自由貿易試験区を建設し、地方による拡大開放政策を推し進めており、ビジネス環境を完備し、全面的な対外開放の新たなステージ構築のスピードを速めている。

（1）重要な中央政府文書の関連分野における成果

この2年、外資による投資の新たな流れに対応するため、国務院は「対外開放拡大による外資の積極利用のための若干の措置に関する通知」、「外資の成長促進のための若干の措置に関する通知」、「積極的・効果的な外資利用による質の高い経済発展推進のための若干の措置に関する通知」等を含む一連の政策文書を発表し、確実かつ有効に外資を導入する措置を打ち出し、サービス業、製造業、採鉱業等を含めた多くの分野で外資参入の規制緩和を推し進めようとしている（附表3-1～3-3）。

（2）地方政府の開放政策およびその成果

2013年から現在に至るまで、中国は4回にわたり12カ所の自由貿易試験区を設立し、点から線、さらに面へと拡張する発展を遂げ、徐々に南から北、東から西に至る「1+3+7+1」の自由貿易試験

区の発展を形成してきた。これと同時に2015年、北京市が全国で初めて「サービス業拡大開放総合試行都市」に選ばれ、自由貿易試験区建設と、本土と香港、マカオのサービス業の基本自由化とともに重層的、幅広い分野、高いレベルでのサービス業の対外開放局面を構築した。このほか、国務院発表による「対外開放拡大による外資の積極利用のための若干の措置に関する通知」を受け、地方が法定の権限内で投資誘致政策を制定することを許可された後に、各地方が積極的に特色のある対外開放政策を打ち出し、それぞれ特色のある開放の高みを形成し、さらに改革開放の成果を生み出している。

a. 自由貿易試験区の建設の重点と地方の特色

ここ5年の間に、全国の自由貿易試験区は党中央、国務院の指示に沿って、制度の刷新を中心とすることを堅持し、改革刷新措置を複製して展開している。そして、法治化、国際化され、利便性の高いビジネス環境の創出を目指し、自由貿易試験区が改革開放の新しい高みを形成することを後押しし、効果的に周辺地域の発展に繋げ、国内の対外開放レベルを全体的に引き上げてきた。「十九大（中国共産党第十九次全国代表大会）」の報告では「自由貿易試験区にさらに大きな改革の自主権を付与し、自由貿易港の建設を探究する」という全体的な要求が明確に提示されており、中国の自由貿易試験区にとって次の発展の方向性が示されている。

12カ所の自由貿易試験区は、党中央、国務院の自由貿易試験区に対する建設の全体的な要求に沿って、政府責務の転換加速、投資管理体制の改革、貿易発展方式の転換推進、金融分野の開放革新推進、法律保障の仕組み健全化等の具体的な課題と要求を提示した。同時に、それぞれの自由貿易試験区の産業の特徴と地理的優位性を結びつけ、それぞれ個別に差別化された試行課題を提示した。全体的に見て、それぞれ試行課題の実施状況は良好である。現在の各自由貿易試験区の建設の特徴、重点の概要は附表4の通りである。

b. 北京市サービス業拡大開放総合試行地の実施状況および成果

2015年5月5日、国務院は「北京市サービス業拡大開放総合試行実施方案」（以下、「実施方案」とする）に回答した。9月13日、商務部と北京市人民政府は正式に「実施方案」を印刷、配布した。提示された発展目標は、3年間の試行を経て、市場参入の拡大、監督・管理体制の改革、市場環境の改善を通じて、世界と歩を一にした北京市サービス業拡大開放の新たな局面の形成に努め、全国で再現性、展開可能な経験を蓄積し、サービス業拡大開放総合試行を国家の全面的な積極的放の重要な実践とする、というものだ。

「実施方案」に基づき、サービス業拡大開放の局面を確立するため、科学技術サービス分野をはじめ、インターネットと情報サービス分野、文化・教育サービス分野、金融サービス分野、ビジネスと観光サービス分野、健康医療サービス分野および対外投資管理体制改革の深化等、7つの分野について具体的な試行課題を提示した。

同時に、サービス業の5大分野における6つの業種に注目し、対外投資管理体制改革を深化させ、11の開放措置を提起した。主な内容としては、科学研究・技術サービス業における外資のエンジニアリング企業の申請資格要求の緩和、交通運輸・倉庫・郵便業における航空機整備プロジェクトの出資権支配制限の緩和、文化・スポーツ・レジャー業における外資独資の公演マネジメント機関の制限緩和、

金融業における外資金融機関の銀行と専門健康医療保険機関設立制限の緩和、リース・ビジネスサービス業における香港・マカオの人材の会計事務所のパートナー就任や中国・外資合併での人材紹介会社および旅行会社設立に関する制限の緩和、衛生・社会事業において中国と外資が提携で行う医療事業の制限緩和および対外投資管理体制の転換等が挙げられる（附表5-1）。

2017年6月25日、3年の試行期間が終わるに際し、国務院は「北京市サービス業拡大開放総合試行事業方案の改革推進深化」に回答し（国函〔2017〕86号）（以下、「深化方案」とする）、試行期間内、継続して改革を深化し、サービス業の拡大開放を推進するとした。「深化方案」では総合試行事業が北京市・天津市・河北省の共同発展戦略および国家の開放型経済の新体制構築に対する貢献を認めたとうえで、改革・刷新に注目し、環境創造の成果に注力するとした。また、サービス業市場の参入制限緩和、体制・仕組みの改革加速、サポートシステム建設の推進等の面で新たな進展、ブレイクスルーを得て、サービス業のハイエンド化、現代化、集積化、国際化の発展を促進することで、サービス業とサービス貿易の国際化レベルが向上するとした。

「深化方案」が提示した発展目標と要求は次のとおりである。すなわち、サービス業の供給側の構造的な改革の推進を柱とし、サービス業のさらに広範な分野、深層において開放を拡大し、サービス業開放の発展、刷新の発展機能を引き続き強化し、サービス供給の質と効果を引き上げる。そして、「放管服（「行政簡素化と権限委譲」「監督管理の強化」「サービスの効率化）」改革の深化、体制・仕組みの刷新促進に取り組み、国際化、市場化、法制化されたビジネス環境の創出にさらに注力してサービス業市場を活性化させる。また、首都サービス業開放試行の波及的効果の発揮を一層重視し、試行事業による北京市・天津市・河北省の共同発展および雄安新区建設への貢献の水準を引き上げ、地域の拡大開放の高みと対外協力の新たなプラットフォームを創り出し、国家サービス業の対外開放が新たな複製可能・展開可能な経験を蓄積できるよう努める。

「深化方案」は以下10の視点から課題と措置を提示している。サービス業重点分野の市場参入制限の継続緩和、対外投資管理体制改革の継続的深化、サービス貿易の利便化推進の加速、金融管理制度の刷新推進の深化、外国籍高度人材のインセンティブ保障の仕組み改善、市場参入管理体制改革の推進、監督・管理システムおよびモデルの完備、法制保障体制の完備、産業の特色を具備するサービス業の開放範囲の構成構築および北京市・天津市・河北省重点地域の重点産業の共同開放の推進である。

これと同時に、サービス業の5大分野と9つの業種に注目し、10の開放措置を提示した。主な内容としては、航空運輸業における外資の航空運輸販売代理業への投資の許可や、その他の建築業における外資のエンジニアリング企業設立時の外国籍技術スタッフ人数制限の緩和、ラジオ・テレビ・映画・音楽映像の業種における外資の音響・映像商品制作に関する規制緩和、文化芸術の業種における外資の公演場所・レジャー場所の設立に関する規制緩和、銀行業における外資銀行へのさらなる規制緩和、企業管理サービス業における投資会社設立、法律サービス業における外国弁護士事務所の提携規制緩和、ヒューマンリソース業における人材仲介機関に対する規制緩和、医学研究・試験発展業における薬品臨床実験に関する規制の開放が挙げられる（附表5-2）。

3年間の実践を経て、北京の開放試行地は改革の試行業務を確実に推進し、明らかな成果を得た。

1つはサービス業の対外開放を拡大し、新たな全面開放の新たな局面に新たな開放の成果を形成したことである。サービス業の重点分野の市場参入規制を積極的に緩和し、全国で初となる外資の持ち株による航空機整備会社や外資単独の公演マネジメント会社を設立した。サービス業が外資を利用する比重は全市で9割にまで引き上げられ、国外の直接投資は活性化し、サービス貿易の輸出入は全国の約20.6%を占めた。これは「一帯一路」との協力で初めてみられる成果であり、業種投資構造の改善を効果的に推進し、全面的開放の新たな局面の形成にとって新しい開放の成果が蓄積された。

2つめにサービス業の体制・仕組みを刷新し、新たな段階のサービス経済体制の枠組みに新しい制度の実績を残したことである。商事登録制度改革の加速や、各市場の主体的な活力の有効的な活性化、税関検査監督・管理モデル刷新の推進、産業の特徴に適合した監督・管理モデルの形成、金融体制制度改革の加速、社会の信用システムの継続的改善、人材インセンティブ保障の仕組みの整備に取り組んだほか、良好なイノベーション・創業のための良好な環境醸成のために確実な土台を作り、供給側の構造改革の推進を効果的に支え、サービス経済体制の枠組みに新しい制度の実績を残した。

3つめにサービス業発展の質を向上させ、新たな時代に現代的経済システム構築し、新たな質の高みを建設したことである。北京市サービス業加速の地域総生産に対する貢献は87.1%にまで達し、北京市の経済成長を5.8%押し上げた。情報サービス、科学技術サービスの増加率のサービス業の成長に対する貢献は41%、サービス消費加速の消費全体に対する貢献は69.6%となり、首都の中心機能を効果的に強化し、現代的経済システムの構築に新たな高みを建設した。

4つめに、北京市・天津市・河北省の3地方の共同発展を促進し、新たな局面が地域の協調発展を推し進めるのに新しい機軸を設定したことである。3地方の産業地域の共同を推し進め、税関検査の一体化を促進して税関を跨ぐ通関の効率を有効的に向上させた。また、信用情報共有の仕組みを確立して、3地方の経済社会の発展に良好な信用環境を作り出した。3地方の重点地域のプラットフォーム立ち上げを推し進めることで、地域が連携して発展していく新たな局面を形成し、地域の協調発展に新たな基軸を打ち出した。

c. その他の地域が提示した特色ある対外開放政策の実例

自由貿易試験区とサービス業拡大開放総合試行地の設立のほか、各省、市は対外開放プロセスを積極的に推進している。地方の特色ある開放政策は以下の通りである。

1つめは上海市の例だ。2017年4月27日、上海市人民政府が公布した「上海市人民政府の、開放をさらに拡大し、開放型経済の新体制構築を加速することに関する若干の意見」（沪府発〔2017〕26号）では、上海の実態と優位性を結び付け、国务院の「対外開放拡大による外資の積極利用のための若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕5号）に基づき、対外開放をさらに拡大すること、さらに公平な競争環境を創造すること、外資導入をさらに強化することの3分野で、33の具体的要求を提示した。

例えば、金融、電気通信等のサービス業と先進的な製造業分野で先頭を切って取り組み、外資の先進的な製造業への投資を奨励し、公平な競争審査制度を確実にを行い、外資事業指導チームの統括協調作用を十分に発揮し、市・区双方のサービス外資企業事業の仕組みの完備を確立する。2018年5月28日に公布された「上海市人民政府の、静安区の国家サービス業総合改革試行事業の全面的な推進に関

わる若干の意見」（沪府規〔2018〕8号）で提示された目標は、2020年までに静安区は国際化、ハイエンド化、品質化、刷新型の現代サービス業の体制を基本的に確立し、サービス業付加価値の年平均増加率は7%以上を維持し、専門的サービス業の税收比重は区内税收の20%以上に達し、多国籍企業の地域本部機関は80社に達し、「国際静安」発展の特徴はさらに際立つこととなる。サービス業の体制・枠組みの改革刷新は大きくブレイクスルーし、サービス業市場における参入、政府管理のサービス刷新と産業機能プラットフォームの建設等の分野で再現性、展開可能な実績を形成し、サービス業の総合的改革試行事業の成果は全国のサービス業総合改革試行地の上位に位置付けられる。具体的な要求においては、グローバル競争力を具備した開放型ハイエンドサービス業仕組みの構築を加速させ、世界に標準を合わせた投資ビジネス環境を作り出し、サービス業の発展環境を全面的に完備し、ブランド影響力を備えたサービス業発展の高みを大々的に打ち立て、5つの分野が提示した20項目以上の具体的な要求の措置を保証する。

2つめは、先述の試行事業とは別に公表された北京市の例だ。2018年4月2日、北京市人民政府は「北京市人民政府の、対外開放を拡大し、外資利用のレベル向上に関する意見」（京政発〔2018〕12号）を公表した。同「意見」は、対外開放の強化、外資利用の構造改善、良好なビジネス環境創出、外国籍人材のためのサービスレベル引き上げ、業務実施メカニズムの整備の5つの方面から提示された17項目の取り組みを求めている。

例えば、科学技術サービス、インターネット・情報サービス、文化・教育サービス、金融サービス、ビジネス・観光サービス、健康医療サービス等、6つの重要分野の外資参入規制をさらに緩和し、多国籍企業の地域本部の北京における発展をサポートするとともに、知的財産保護を強化し、外国籍人材の北京での活躍をサポートする等の取り組みが挙げられる。2018年7月31日、北京市委員会、北京市人民政府は「北京市の、全面的に改革を深化させ、対外開放を拡大する重要な取り組みに関する行動計画」を公表し、減量発展の体制・仕組み推進の構築を提示し、北京市・天津市・河北省共同発展体制・仕組みの完備、科学技術・文化体制改革の深化、さらに力強く対外開放を拡大し、ビジネス環境を改革・改善し、都市と農村自治の仕組みを完備し、環境文明体制の改革を深化させ、党建設による「町・村の要請に応じた役所対応」改革のけん引を推し進め、社会民生分野の改革等の事業要求を推進する。

3つ目は広東省の例だ。2018年8月29日、広東省人民政府は「広東省の、さらに対外開放を拡大し、積極的に外資を利用する若干の政策措置」（粵府〔2018〕78号）を印刷、配布し、市場参入の分野をさらに拡大し、外資利用の財政インセンティブを強め、用地保障を強化し、用地保障を強化し、金融サービスの支持を強め、人材のサポートを強め、知的財産保護を強化し、貿易投資利便化のレベルを高め、重点特区の外資吸収の環境を改善し、外資利用保障の仕組みの10つの政策措置を完備する。

4つ目は河南省の例だ。2016年6月22日、河南省人民政府は「2016年河南省対外開放事業行動計画」（豫政弁〔2016〕111号）を印刷、配布した。提示された発展の目標は、2016年全省貨物貿易7%増、サービス貿易の10%以上増、外資直接投資の実質利用の5%増、省外資金の実質利用の7%増、対外請負工程・労務協力営業額の8%増、対外投資の10%増を目指し、ビジネス誘致開放の省全体の経済、社会

の発展に対する総合的な波及作用は継続して強め、「十三五（第13次五カ年計画）」実現のための良好なスタートに土台をつくる、というものだ。

具体的な要求には以下のものが含まれる。①「中共中央国務院の、開放型経済新体制の構築に関する若干の意見」の精神が全面的に徹底されており、国際分業により一層主体的に参画し、開放の土台となるプラットフォーム建設をさらに強化し、ビジネス誘致開放のサポート能力と支援サービス能力を向上させる。例えば鄭州空港経済総合実験区建設のレベルを全面的に引き上げ、「一带一路」に深く関与し、中国（鄭州）越境EC総合試験区建設を加速させる。②国家の市場参入ネガティブリストと外資参入規制緩和に関する精神を徹底して確実に実行して、非公有制経済の発展を規制している不合理な規定を全面的に精査し、外からの投資に関する各種規制を最大限緩和するとともに、開放分野の拡張・深化を加速させる。例えば、特色ある物流の発展推進を加速させ、現代的農産業化グループを育成し、社会資本、各種投資主体の市政のインフラ、交通、エネルギー等の分野への参画を奨励し、インターネットと各分野が融合して発展する厚みと深みを全面的に拡張する。③ビジネス誘致開放の重点を明確にし、高いレベルで産業移転を受け入れることに注力する。④ビジネス誘致方式の刷新を強化し、重要プロジェクトとリーディングカンパニーの誘致に注力する。⑤契約プロジェクトの実効性に全力を尽くし、プロジェクトの実効性が常態化となる事業の仕組み構築に注力する。⑥構造転換動力を改善し、対外貿易競争の新たな優位性育成に注力する。⑦国際経済・貿易協力の新たなルートを探究し、国際的な生産能力協力の深化に注力する。⑧重要且つ主題となる経済・貿易誘致活動を開催し、活動の実効性引上げに注力する。⑨サービス能力とレベルを継続して向上させ、国際化されたビジネス環境の創造に注力する。⑩保障措置を整備する。

5つ目は、湖南省の例だ。2018年5月8日、湖南省人民政府は「開放型経済発展を促進する若干の政策措置」（湘政発〔2018〕13号）を印刷、配布し、対外貿易が強く、大きくなることへの支持、大手企業誘致への支持、湖南省の企業の「海外投資」への支持、国際物流の全体的な改善の推進、越境ECの発展促進、金融財政の指示強化、という6つの政策措置等を提示した。

（3） 外国政府・企業の中国の対外開放政策に対する貢献

中国は一貫して、互いが利益を得る対外開放戦略を堅持しており、外国政府の中国の対外開放政策に対する貢献は主に多国間、2国間交渉、各種の国際活動等多くの方面で体现されている。これは、わが国が一貫して堅持しているウィンウィンの開放理念を十分に体现している。2016年、G20サミットは「創造的で、活力のある、連結された、包摂的な世界経済を構築する」というテーマを巡り展開し、習近平国家主席は「中国プラン」を回答として提示し、開放型経済の建設により、グローバルな課題に対応するとした。その後、中国は構造改革のプロセスを積極的にリードし、自由貿易区戦略を深化させ、より高いレベルの対外開放を推し進め、さらに高い段階の開放型経済の新体制を發展させている。

ASEAN10カ国が発起となり、中国の参加を要請した東アジア地域包括的経済連携（RCEP）は、関税および非関税障壁の削減を通じて、16カ国統一市場の自由貿易協定を確立し、地域経済一体化のプロセスを推し進める。中国はASEANのRCEP交渉における中心的地位をしっかりと支持しており、建設的

な作用を積極的に発揮し、できる限り早く、現代的、全面的、高品質の互恵的な協定となることを推し進めている。これにより、全世界で面積が最も大きな自由貿易地域を築くことで、実際の行動をもって保護貿易主義に反対している。

また、例えば、米中投資協定（B I T）交渉において、双方は「参入前の内国民待遇＋ネガティブリスト」について合意し、中国（上海）自由貿易試験区を試行の場とし、投資体制と行政審査制度、外資投資管理体制、資本項目のさらなる開放と金融体制改革の深化等に対し、はっきりとした要求を提示し、投資の利便化とサービス貿易の自由化を中心とした開放政策を次々に打ち出し、新たな開放の局面をリードしている。

さらに、ボアオアジアフォーラムは、貿易と投資の連携を促進、深化させることで、パートナーシップの締結推進を目的として開催されており、毎年、数十カ国の国家のリーダーの参加を実現させている。2018年のフォーラムで、中国は対外開放の4大重要戦略的取組を提示した。まず、市場参入の大幅な緩和、中国の市場開放の度合いをさらに広げる。次に、最も国際競争力を備えた投資環境を創り出す。3つめに、知的財産の保護を強化する。4つめに、輸入をさらに拡大し、わが国の対外開放が新たなステージに入ることを目標とする。

このほか、2018年、中国が開催した国際輸入博覧会の主旨は、貿易自由化と経済のグローバル化をしっかりと支持し、主体的に世界に対して市場を開放するというものだ。一つの開放、協力の国際的なプラットフォームであり、経済のグローバル化を推し進め、開放型世界経済の「中国プラン」を構築することであり、中国の大国としての責任と役割を体現している。習近平主席は開幕式で行った演説で「中国の開放の入り口は閉じることなく、より大きく開いていっただけだ」と述べ、輸入博覧会が世界各国と中国の経済協力に優れたプラットフォームを提供する同時に、貿易自由化に大きな推進力を提供した、と強調した。第1回輸入博覧会は58カ国の「一帯一路」沿線国から1,000社を超す企業の出展を実現した。第2回の応募も同時に開始され、世界各国が、安定的かつ持続的な国家のイメージを示し、国際貿易を展開するプラットフォームとなり、経済のグローバル化を推進する公共財産となっている。

これと同時に、外国企業も中国の対外開放政策に対して積極的な貢献をしている。特に各国の在中國投資協会や商工会は毎年、積極的に中国政府に対し提言を行っている。例えば、中国日本商会は2016年に意見書を発表し、中国政府が事業環境を改善し、日本企業が差別対応されないことを約束し、中国企業と平等に競争できるよう求めた。中国米国商会が公表した「2017年度米国企業の中国における白書」で、中国政府は監督・管理の透明性を高め、より多くの業種の市場参入を開放し、知的財産権保護の度合いを強める等の提言を行った。中国E U商工会は「E U企業の中国における提言書2018/2019」において中国政府に対し14項目の重点関心事を提出した。具体的には次の内容が含まれる。営業許可証規制、行政審査手続きの煩雑さ・時間のロス、意見募集とコミュニケーション、サイバーセキュリティ、知的財産権と研究開発、市場参入、監督・管理職責重複と多部門間の協調、不公正な購買制度、国有企業、標準制定、透明性、規則規定の不明確と法執行の不確実性、不公平および不公正な待遇、中小企業である。

これに対し、国務院は相次いで通知を公表し、外資の参入、知的財産権保護、外貨管理等、中国の外資企業が直面している主な問題に対して指示を行い、良好なビジネス環境の創出に向けて、今後の開放分野の継続的な拡大、「ネガティブリスト」の縮小・削減、外資の持ち株比率等市場参入の緩和、より多くの分野での独資の経営許可、できる限り早い新たな外資法の公表の推進、中央と地方の外資訴訟処理の仕組みの整備等の具体的な新たな要求を提示した。

3. 対外開放の最新状況

中国の最新の対外開放政策、特に外資の参入政策を主に現しているのは、国務院が印刷、配布した「外資の成長を促進する若干の措置に関する通知」（すなわち国務院公表の39号文書）と、国家発展改革委員会と商務部が共同で公布した第4号指令（すなわち「外商投資産業指導目録（2017年改訂）」、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」である。

（1）外商投資産業指導目録（2017年改訂）

党中央、国務院がさらに対外開放を拡大することに関する方針の決定と施策の配置を徹底して確実なものにするため、国務院の「対外開放拡大による外資の積極利用のための若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕5号）の要求に基づき、国家発展改革委員会、商務部は「外商投資産業指導目録（2017年改訂）」を公表し、「奨励」類の政策範囲がさらに拡大された（附表6-1）。さらにサービス業、製造業、採鉱業の外資参入規制を緩和し、規制的な措置は63条を残すだけとなり、2015年版の「目録」に比べて93条の規制的な措置は30条減少した。

a. 「奨励」類に新たに採用された主な業種とその理由

2017年版「目録」の「奨励」類の項目は348条であり、2015年版の「目録」と比べて、新たに6条が追加され、35の項目が改定された。奨励類に新たに採用された主な業種には知能化緊急医療救援設備製造、水文モニタリングセンサー製造、バーチャルリアリティ（VR）、拡張現実（AR）設備の研究開発・製造、3Dプリンター設備の主要部品の研究開発・製造、水素ステーションの建設・経営、都市駐車場施設の建設・経営などが含まれる。削除された奨励類には、軌道交通運輸設備製造、海洋工事装備（モジュールを含む）の製造・保守、船舶の低・中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフトの製造、軽量ガスタービン製造、定格出力350メガワット以上の大型揚水発電ユニットの製造、会計・監査、総合治水ハブ施設の建設・経営等である。

その理由は次の通りである。すなわち、外資、技術、知識の導入をよりよく結びつけるために、継続して外資が、わが国産業の構造転換・高度化に合致する分野に投資することを奨励し、「中国製造2025」戦略とイノベーション駆動発展戦略に広く参加することを支持しているためである。

b. 外商投資産業指導目録2017年版で2015年版から規制が撤廃された主な業種と理由

2015年版の目録から規制が緩和された主な業種は次の通りである。

サービス業では道路旅客運輸、外国船貨物の検査、信用調査と格付けサービス、会計・監査、大型農産品の卸売市場の建設と経営、総合水利ハブの建設・経営等の分野で外資参入規制が緩和された。

製造業では、軌道交通運輸設備製造、自動車電子バス型ネットワーク技術、電動パワーステアリン

グシステム電子制御装置の研究開発・製造、新エネルギー自動車のエネルギー型駆動用バッテリー製造、バイク製造、海洋工事装備（モジュールを含む）の製造・保守、船舶の低・中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフトの製造、民間用衛星の設計・製造、民間用衛星のペイロード製造、大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、ツバキ油、ヒマワリ油、パーム油等の食用油脂加工、コメ、小麦粉、原糖の加工、トウモロコシの高度加工、バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）生産等分野の外資参入規制が撤廃されるとともに、同一の外資が国内で純電気自動車の完成車製品を生産する合弁企業を設立する場合は2社以下とする制限を受けないとされた。

採鉱業ではオイルシェール、オイルサンド、シェールガス等の特殊石油資源・ガスの探査、開発、貴金属（金、銀、プラチナ族）の探査・採掘、リチウム鉱の採掘および選鉱、モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモンと硫化アンチモンを含む）等の希少金属の製錬等の分野で外資の参入制限を撤廃した。

理由は以下の通りである。すなわち、開放型経済の新体制構築と新たな高いレベルの対外開放推進に関する党中央の要求を徹底して確実なものとして、開放発展の理念を堅持し、参入前内国民待遇＋ネガティブリスト管理モデル改革を深化させることで、サービス業・製造業・採鉱業等の分野における開放のレベルを引き上げ、外資投資参入管理の簡素化を推し進め、より開放され透明性の高い投資環境を構築し、開放により改革、発展を促進し、外資がわが国の経済発展と改革工程の深化における積極的な作用を利用して発揮させるためである。

（２） 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）

2018年6月28日、国家発展改革委員会と商務部は共同で「外商投資参入特別管理措置（2018年版）」（以下、「2018年版ネガティブリスト」とする）を公表し、2018年7月28日付で施行した。「外商投資産業指導目録（2017年改訂）」内の外商投資参入特別管理措置（以下、「2017年版ネガティブリスト」とする）は同時に廃止され、奨励類の外商投資産業目録は継続して執行されている。

今般の2018年版ネガティブリストの公表は、外資投資参入ネガティブリストの初めての単独公表である。またネガティブリストを「規制類」と「禁止類」の2つに分類されることはなく、全体的な形として公表され、文中に相応の特別な管理措置が具体的に記述されている。2018年版ネガティブリストの書式は表組みを採用し、「国民経済業種分類」（GBT4754-2017）に基づき、分類が行われている。2018年版ネガティブリストにより市場参入が緩和された分野および業種は金融、交通輸送、貿易流通、専門サービス、製造、インフラ、エネルギー、資源、農業等、合計22項目について開放措置が採られた（附表6-2）。特別管理措置は48条の特別管理措置を残し、2017年版の63条と比べて15条減少し、それに伴い外資投資の審査範囲を縮小した。

a. 「禁止」「規制」類業種から除外された主な業種と理由

全体的に見て、2018年版ネガティブリストで緩和の度合いが最も大きかった業種は、まずサービス業である。金融分野では銀行業の外資持分比率制限が取り消され、証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、生命保険会社の外資持分比率が51%まで緩和され、2021年には金融分野の外資持分比率制限が取り消される。インフラ分野では鉄道幹線路線の建設、電力網の外資制限が撤廃され

る。交通運輸分野では鉄道旅客輸送事業者、国際海上輸送、国際船舶代理に対する外資制限が撤廃される。貿易流通分野ではガソリンスタンド、食糧買付・卸売に対する外資制限が撤廃される。文化分野ではインターネットサービスを提供する有料店舗への投資を禁止する規定が撤廃される。

次に製造業である。自動車製造業においては、特殊用途自動車、新エネルギー車製造に対する外資持株比率と取り消すとともに、2020年までには商用車製造に対する外資持株比率制限を、2022年までには乗用車製造に対する外資持株比率制限および合弁企業が2社を超えないという制限を取り消す。船舶業で設計、製造、保守の各事業に関する外資制限を取り消す。航空機産業で、大型・リージョナルジェット、汎用飛行機、ヘリコプター、無人航空機、飛行船等の種類に対する外資制限を取り消す。

3つめに農業とエネルギー資源分野への参入を緩和する。農業分野で、小麦、トウモロコシ以外の農作物の種子生産に対する制限を取り消す。エネルギー分野で、特殊・希少な炭類の採掘に対する制限を取り消す。資源分野でグラファイト採掘、レアアースの製錬・分離、タングステンの製錬に対する外資制限を取り消す。

その理由は次の通りである。すなわち、まず、今回単独で外資投資参入ネガティブリストが公表され、ネガティブリストの新たな管理モデルが実行され、国際通用ルールに適合し、わが国の投資自由化と対外開放のレベルを引き上げるのに有利だからである。次に新しい分類方式を使用することで、外資が参入する際の文書として、ネガティブリストが科学的根拠を持つことになるためである。また、対外開放を絶えず拡大することはわが国の経済発展がグローバル経済の需要に深く組み込まれることであり、国内の産業環境、政策環境、法治環境がさらに改善されるという新たな要求を促進することになるためである。最後に、2018年版ネガティブリストはわが国の多くの業種、分野の外資に対する開放の範囲と度合を拡大、引き上げ、新たな開放措置を通じて、わが国と他の国家・地域間の投資協力をさらに深化させ、より広範な資本、技術、管理、人材交流を展開し、さらに広い範囲で相互利益を実現する。

b. 引き続きリストに掲載される主な業種および理由

2018年版ネガティブリストによると、引き続きリストに掲載される主な業種は、採鉱業、製造業、卸売・小売、情報伝送、ソフトと情報技術サービス業、科学研究と技術サービス業である。

その理由は、これらの分野はさらに開放を拡大する条件が未だ整っていないためである。また、2018年版ネガティブリストは一部の分野に取り消し或いは参入規制緩和の過渡期を設けているが、これらの措置は2018年版ネガティブリストの優れている点の一つであり、外資参入規制緩和に対する予見可能性を強くするものであり、また外資参入緩和の操作性と現実的影響に配慮したものである。

4. これまでの対外開放政策の効用および未来への展望

総合的に世界の発展の情勢を見ると、経済のグローバル化は不可逆的な時代の流れである。このような判断に基づき、中国共産党十九大（第十九回全国代表大会）の報告では、対外開放は中国の基本的な国策であり、国を開放して建設を行うことを堅持し、中国の開放された扉は閉じられないことが強調された。過去40年間の中国経済が発展してきた実践の証明は、開放という条件のもと得られた

ものであり、将来中国経済が高品質の発展を実現するにはさらなる開放という条件のもと進められる必要がある。このため、対外開放の堅持と拡大は中国が発展の需要に基づき出した戦略の決断なのである。

(1) これまでの対外開放政策が中国の発展にもたらした効果

中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議中央委員会三次全体会議以来、中国の歴史は改革開放の歴史の新たなステージに入り、中国経済も絶え間ない開放、発展という歴史の新たな道りを歩み出した。40年間の発展の歴史において、中国は終始対外開放の全体的な方向性を堅持し、自らの開放思考と開放のリズムを絶えず整理して、人民の福祉を開放の強調点と着地点としてきた。また、開放において中国の特色ある開放型経済の新体制を構築し、開放において中国経済の大幅な発展を実現し、中国の特色ある社会主義が新たな時代に入ることを直接的に推し進めてきた。実践を見れば分かるように、中国は過去40年間で閉鎖、半閉鎖経済から全方面に開放した偉大な歴史の転換を実現し、現在の全方面における歴史の開放の局面は中国経済の質の高い発展を力強く促進した。将来の中国も必ず開放において経済の全面的な発展と繁栄を迎えるであろうし、また世界経済の繁栄と発展を推進するだろう。これまでの成果は、主に以下の3つが挙げられる。

a. 国の生産力の解放と発展を実現した

開放により中国の様相は180度変化し、中国経済は既に世界第2位の経済大国、第1位の工業国、第1位の貨物貿易国、第1位の外貨準備国となった。40年間（1979～2017）で、中国国内総生産の年平均実質成長率は約9.5%である。ドル換算した中国の対外貿易額の年平均成長率は14.5%である。これにより、GDP総額は世界第2位に躍り出て、輸出入貿易は世界トップクラスの常連となり、主な工業・農業製品の生産量は平均して世界第1位に上昇し、外貨準備高は世界第1位であり、国際観光の出入国人数は世界トップクラス、外資と対外投資の呼び込みも世界トップクラスに入っている。

具体的にはまず、国民経済が弱から強への大きな転換を実現した。1978年、わが国の国内総生産総額は3678.7億元（名目ベース）しかなかった。一人当たり国民総収入はわずか190ドルであり、全世界でも最も発展していない低収入の国家に数えられた。改革開放の推進は、巨大な経済社会活力を呼び起こし、わが国経済は瞬く間に急速な発展の道を歩み出した。1979～2017年、国内総生産年平均実質成長率は9.5%であり、1953～1978年の同6.1%と比べ明らかに高いだけでなく、同時期の世界経済の年平均成長率2.9%を大幅に上回っている。

次に、経済の構造に現代化と集約化に向かう重要な転換が現れたことである。第2次、第3次産業が急速に発展し、産業構造は工業と農業を中心とし、第1次、第2次、第3次産業が協同して発展するという転換を基本的に実現した。40年間で、第3次産業は調整の中でも平均して長期的な発展を遂げ、農業の土台的地位は絶えず強化され、工業は継続して急速な発展を実現し、サービス業の急速な発展は際立っている。1979～2017年の間で、名目ベースでは、第1次、第2次産業、第3次産業の付加価値額はそれぞれ年平均で11.3%、15.4%、17.1%である（実質ベースでは、それぞれ4.4%、10.7%、10.5%）。第3次産業の付加価値額の国内総生産に占める割合は1978年の27.7：47.7：24.6から、2017年の7.9：40.5：51.6へ調整された。1978年と比較して、2017年は第1次産業と第2次産業の比重がそれぞれ19.8%、

7.2%下降しており、第3次産業の比重が27%と大幅に上昇している。中国の製造業は開放において長期的な発展を遂げ、2017年、中国の製造業の純輸出は世界第1位となり、製造業の付加価値額の世界における占有率は約4分の1にまで達し、世界500種の主要工業製品の生産において、中国は約半分の製品で世界第1位である。

また、経済の国際化のレベルは大きな飛躍を遂げた。1978～2017年、中国の貨物貿易の輸出額は100億ドルに満たない状況から、2017年の2.26兆ドルへと飛躍し、200数倍も成長し、年平均成長率は15.0%に達した。これは、同時期の世界貿易の年平均増加率の2倍強という数字である。中国サービス貿易の輸入規模は1982年の20億ドルから2017年には4,676億ドルにまで増加し、年平均増加率は16.9%、同時期の世界サービス貿易の輸入の年平均成長率を9.7%上回っている（全世界平均は7.2%）。1982～2017年で、中国における外国の直接投資純流入、年平均成長率は18.6%、同時期の世界における外国の直接投資純流入の成長率の1.7倍である（世界の年平均成長率は10.7%）。

b. 国民生活に改善と発展をもたらした

開放により経済データが大きく成長したが、このデータの背後には中国国民の疑いようのない充実感と幸福感がある。13億強の国民が正真正銘の発展を実現したということだ。

まず、中間所得層のグループが絶えず拡大している。わが国経済の総量の大幅な向上に伴い、一人当たりGNIも大幅に上昇し、1978年にはわずか200ドルだったわが国の一人当たりGNIが、2001年には1,000ドルを突破し、2017年には新たな局面に入り、8,690ドルを達成し、1978年に比べ43.5倍も成長した。一人当たりGNIレベルと世界の平均レベルの差は次第に縮小し、1978年には世界平均レベルの10.4%であったが、2001年には世界平均レベルの18.5%にまで縮まり、1978年よりも8.1%上昇した。2017年には世界平均レベルの83.8%となり、1978年に比べて73.4%上昇し、基本的に世界平均レベルに追いついた。世界銀行の209の国と地域のランキングで、1997年の145位から2017年には約70位にまで上昇した。

次に、都市と農村の収入が急速に増加した。1979～2017年の間、わが国経済は年平均9.5%の速さで急速に発展していた。同時に、都市と農村の住民の収入も急速に増加した。1978年、わが国の農村住民の一人当たり純収入はわずか133.6元であったが、2017年には13,432元にまで増加し、1978年と比べて約100倍（99.5）も増加、年平均の増加は12.5%である。1978年、わが国の都市住民の一人当たり可処分収入は343.4元であったが、2017年には36,396元に達した。これは1978年と比べて約107倍の増加で、年平均12.7%の成長である。

3つ目に、国内消費市場のニーズが輸入を通して調整されている。1978年以来、わが国の製品の輸出規模は継続的に拡大し、国内消費製品市場の供給圧力緩和に重要な市場調整作用を発揮している。輸入規模の拡大は、国民の充実した生活の需要を満たすことと国内市場を繁栄させることに重要な効果を発揮している。

c. 世界経済の繁栄と発展を推し進めている

世界経済に溶け込んだ中国は自らの絶え間ない発展を実現するだけでなく、世界経済と世界の体制の発展に大きな活力とチャンスをもたらしている。具体的には、中国は徐々に開放を進めた歴史の

プロセスにおいて自らの経済の発展を実現し、世界経済の表舞台における国際的な地位と影響力に根本的な変化が起こっており、世界経済の成長に新しい活力を注入するだけでなく、世界の貧困削減事業にも貢献し、同時にグローバル経済の南北格差を改善し、世界貿易、投資、金融取引の成長に対する影響力も強まっており、世界経済の繁栄と成長に多くの発展のチャンスをもたらしている。

まず、中国の発展は力強くグローバル経済を推進し、パワーバランスは次第に均衡へと向かっている。世界で最も大きな発展途上国として、中国は既にグローバル経済における南北の不均衡を変える重要な力となった。特に金融危機以来、発展途上国が全世界のGDP成長率の80%を占めており、その中でも中国は3分の1強の貢献をしており、グローバル経済の復活に重要な作用を発揮している。目下、中国は既に多国間貿易体制の重要メンバーになっており、国際通貨基金の投票権は第3位に上昇し、人民元は国際通貨基金の5番目のSDR構成通貨となり、国際経済・貿易ルールとグローバル経済・貿易のガバナンスにおける影響力は絶え間なく上昇している。

また、中国の経済成長は世界経済が発展する重要なエンジンになっている。わが国の国民経済は長期にわたり、安定した高成長を維持しており、世界経済に積極的に貢献している。40年来、わが国のGDPは全体で35倍近く成長し（実質ベース）、世界に占める比重も大幅に上昇した。1978～2017年の期間で、中国の実質GDPが世界に占める比重は、1.1%から12.7%に増加、実質GDPの年平均成長率は9.5%となり、同時期の世界の実質GDPの年平均成長率に比べ6.6%高くなっている。わが国の経済の世界経済成長における貢献が絶えず増大すると同時に、世界経済に対する牽引作用も大幅に強くなっている。1978年、わが国経済の世界のGDP成長に対する牽引はわずか0.1%に過ぎず、同時期、アメリカ経済の世界経済の成長に対する牽引は1.64%で、3分の1強を占めていた。2017年にはわが国経済の世界経済の成長に対する牽引は既に0.84%にまで上昇し、アメリカ（0.5%）の1.7倍で、世界第1位である。

最後に、中国の救貧事業は世界に多大な貢献をした。改革開放以来、中国は7億人あまりの人々を貧困から脱したが、これは全世界で貧困から脱した人口の70%以上を占める。特に党の十八大（第十八次全国代表大会）以来、毎年農村の貧困人口の減少は1,000万人を超え、貧困から脱した人々は累計で5,500万人になる。貧困の発生率は2012年末の10.2%から、2016年末には4.5%まで低下し、5.7%の低下となった。これは中国国民の全体的な様相を直接変えただけではなく、世界全体の貧困削減事業を大きく鼓舞し、モデル作用をもたらした。

（2） 今後の展望

a. 今後継続して開放業種を制定する際考慮すべき要素

中国は時代の流れに適応し、主体的に对外开放を拡大し、相互利益・ウィンウィンの開放理念を堅持し、業種の開放拡大と外資参入の規制緩和時、中国が推進する全方位的な对外开放の新たな局面を形成するという全体的な要求に基づき、各要素を総合的に考慮する。主な内容は次の通りだ。

初めに、中国の对外开放の全体的な配置を考慮する。全方位的な对外开放の全体的な要求の推進に基づき、将来、引き続き市場参入を緩和する。外資投資参入のネガティブリストをさらに簡素化し、投資規制を減少させ、投資自由化のレベルを引き上げる。現在金融業の開放をゆっくりと拡大してお

り、引き続きサービス業の開放を推進し、農業、採鉱業、製造業の開放を深化させ、電気通信、教育、医療、文化等分野の開放プロセスを加速させ、特に外国投資家が注目し、国内市場でギャップが比較的大きな教育、医療等の分野も外資持分比率の規制を緩和する。より多くの分野の外資単独経営を許可する。次に国内の業種の自らの発展のニーズを考慮する。中国の産業環境、政策環境、法治環境が日に日に完備されるに従い、国内外の企業がさらに広い範囲と深い次元で提携を進められることを促進するのに有利になるよう引き続き対外開放を深化させ、さらに市場の活力へ刺激を与える。最後に、外資企業の要望に応えられるようにし、外資企業の意見、要望が多い業種を重点的に考慮する。

b. 今後のわが国の対外開放の重点内容

新時代における対外開放拡大という強い決心と全面的な開放の新たな局面の形成を推進することを徹底的に確実なものとするため、わが国の将来の対外開放の重点内容は主に、以下の4つの方面で現れる。

第1に、市場参入を引き続き緩和する。外資投資参入のネガティブリストをさらに簡素化し、投資規制を減少させ、投資自由化のレベルを引き上げる。現在金融業の開放を安定的に拡大しており、引き続きサービス業の開放を推進し、農業、採鉱業、製造業の開放を深化させ、電気通信、教育、医療、文化等分野の開放プロセスを加速させ、特に外国投資家の注目、国内市場でギャップが比較的大きな教育、医療等の分野も外資持分比率の規制を緩和する。より多くの分野の外資単独経営を許可する。

第2に知的財産権保護を強化する。法執行の力を完備し、強化し、違法なコストを顕著に高め、法律の抑止作用を十分に発揮し、中国・外資企業が正常な技術交流提携を展開することを奨励し、国内の外資企業の合法的な知的財産権を保護し、法に基づき、外資の合法的な権益の侵害、特に知的財産権侵害行為をしっかりと処罰し、知的財産権審査の質と審査効率を高め、処罰的賠償制度を導入し、違法なコストを顕著に高める。同時に、外国政府に中国の知的財産権保護を求める。

第3に外貨分野の改革開放を推進する。外部環境の深刻な変化に主体的に順応し、外貨管理改革を深化させ、金融市場の双方向の解放を推し進め、国が新たな局面を全面的に開放することに寄与し、越境資金の流動リスクを有効的に防止し、外貨貯蓄の安全・流動・価値の保存および増加を保障し、国家の経済・金融の安全を維持する。このほか、引き続き外貨管理改革を深化させ、外貨市場の開放を拡大して、全面的な開放という国の新たな構造に貢献するとともに、人民元資本項目の自由両替可能化を秩序立てて実現し、外資投資の合法的な権益を保障する。取引商品と道具を充実させ、国内外の参画組織を拡大し、開放され、競争力のある外貨市場を建設する。貿易投資自由化、利便化のレベルを絶えず向上させ、貿易の新業態新モデルの発展を支持する。

第4に世界でトップクラスのビジネス環境を創り出す。外資投資法規の公表を急ぎ、オープンで、透明性のある対外法律体制を完備し、参入前内国民待遇+ネガティブリストによる管理制度を全面的に深く実施する。国際ビジネス慣習を尊重し、中国国内に登録してある企業に対し、一視同仁、公平に対応する。

(3) 今後ネガティブリストから除外される確率が高い業種

中国が全面的に新たな局面の全体的な配置を形成するという新たな時代の要求に

基づき、将来、市場参入を持続的に緩和する。外資投資参入ネガティブリストをさらに簡素化させ、投資規制を減少させ、投資自由化のレベルを引き上げる。現在金融業の開放を安定して拡大させており、引き続きサービス業の開放を推進し、農業、採鉱業、製造業の開放を深化させ、電気通信、教育、医療、文化等分野の開放プロセスを加速させ、特に外国投資家の注目、国内市場でギャップが比較的大きな教育、医療等の分野も外資持分比率の規制を緩和する。今後ネガティブリストから除外される確率が比較的高い業種は主に上述の分野に集中するものと思われる。

附表1：五カ年計画における対外開放に関する記述

年代	内容
「中華人民共和国国民経済と社会発展の第6次5カ年計画」（1981～1985）	<p>第19章「対外経済貿易」の第2節「国外資金の利用」において、国家建設の需用と国内の支援能力、返済能力、消化能力に基づき、積極的、穏便に国外の資金を利用し、わが国の生産建設の発展を促進することに言及された。外資を使用する重点は、エネルギー、交通の建設および既存企業の技術改良と設備の更新に置かれており、外資の利用を技術の導入、改良とより良く結び付けようとしていた。</p>
「中華人民共和国国民経済と社会発展の第7次5カ年計画」（1986～1990）	<p>第34章「外資の利用と技術の導入」の第1節「外資の利用」で、外資参入を奨励する具体的な業種の要求、外資を利用するポイントが強調されていた。まずエネルギー、交通、通信と原材料、特に電力、港湾、石油などの分野の建設、および電子機械などの業種の技術改良である。次に輸出による外貨獲得能力の拡大と輸入の代替実施である。同時に外資を効果的に利用するため、外資のチャンネルを幅広く利用し、対外的な法律と法規を継続的に完備し、投資環境を改善することが提起された。外資利用のマクロ管理を強化し、外資利用の経済効果と社会効果を大々的に高めた。</p> <p>第2節「技術と知識の導入」では、技術導入の重点は既存企業の技術改良に置かれており、輸出能力の拡大と輸入製品の代替を進展させることに資する技術と設備の導入を優先することが提起されていた。海外のエンジニアとの協力を強化し、海外の専門家を招聘し、指導とコンサルティングを受けるとされた。</p>
「中華人民共和国国民経済と社会発展10カ年計画と第8次5カ年計画要綱」（1991～1995）	<p>対外貿易と経済技術交流の面で、外資の利用、技術と知識の導入について以下のような規定が出された。まず、継続して積極的かつ効果的に外資を利用すること。国際金融機関と二国間の政府ローン、特に比較的条件が良いローンをできるだけ獲得する。農業、林業、水利、エネルギー、交通、通信、重要原材料、環境保全などのプロジェクト建設の強化に重点的に用いることとされた。同時に、継続して、あらゆる形式を採り、外資企業の直接投資を吸収し、積極的に海外同胞が祖国の建設に投資することを歓迎し、</p> <p>また国家の産業政策に沿って同胞の投資の方向性を正確に誘導し、プロジェクトの技術レベルと経済効果に留意し、輸出外貨獲得型、技術先進型プロジェクトと既存企業の技術改良を加速させるプロジェクトを多く行うこととされた。投資環境をさらに改善し、国家が一歩本化して発</p>

年代	内容
	<p>布した外資企業の投資を奨励する法律、法規と政策措置を厳格に執行し、国家の規定に違反し、競って好条件を高め合うやり方を禁止した。外資利用に対する計画と指導を強化、改善し、外資利用の経済と社会的効果を高めるよう努めるものとされた。中央と地方は、いずれも外債償還基金を立ち上げ、外債の期日通りの償還を確保する。次に、技術と知識の導入をさらに拡大する。技術導入への投入を徐々に増加させ、またソフト輸入の技術導入における比重を高めることとされた。技術の導入の重点は既存企業の技術改良に置かれ、輸出能力の拡大と輸入製品の代替を発展させることに資する技術と設備の導入を優先し、製品の開発、技術の進歩、経営管理の改善、重点プロジェクト施工と人材育成などの面で、継続して海外の専門家とさまざまな形式の協力を展開するとされた。計画的、組織的に関係人員を選抜し海外に派遣し、教育効果を高めた。</p>
<p>「中華人民共和国国民経済と社会発展第9次5カ年計画要綱」（1996～2000）</p>	<p>対外開放拡大の程度に関して、対外開放のレベルを向上させるにあたり、積極的、合理的、有効的に外資を利用することに関する規定は以下の通りであった。まず、外資を引き付けるには主に魅力のある市場、優位性の高い投資環境、健全な法制度と効果の高い管理に依拠するとした。環境を改善し、分野を拡大し、投資の方向性を指導し、組織を最適化し、融資のチャネルを開き、国内の支援を強化し、外資の直接投資規模を拡大し、外資利用のレベルを高めることとされた。徐々に国内・外企業の政策を統一し、内国民待遇を実施した。法に基づき外資の投資企業を管理し、国内・外の投資家と従業員の正当な権益を確保した。外資を、国家が奨励するインフラプロジェクトと既存企業の技術改善に参画するよう導いた。重点は次の通りである。農業の総合的開発とエネルギー、交通、重要原材料の建設プロジェクト、先進的な技術を有し、製品性能を改善することができ、省エネ、コスト削減と企業技術の経済的効果を向上させる技術改善プロジェクト、製品の等級を向上させ、輸出外貨獲得を拡大させることができるプロジェクト、資源を総合的に利用し、環境汚染を防止するプロジェクトである。国家は対外的に情報を発信し、指導を強化した。外資投資の特許権プロジェクトなど、試行地で新しい投資方式を本格的に行った。次に、海外のローンを利用する際は、わが国経済発展の需用、国家産業政策、償還能力に応じる必要があり、適正で効果的に行うこととされた。重点は農業、水利、エネルギー、交通と重要原材料などの業種のうち、経済効果の良いプロジェクトと輸出外貨獲得プロジェクトであった。積極的に資金調達チャネルを拡大し、競争メカニズムを導入し、借款コストを低下させた。長期プライムローンを多用し、商業ローンの比重を低下させ、債務構造と通貨構造を調整した。対外借款のマクロコントロールとプロジェクト管理を強化、改善し、責任と権利を統合した借款、利用、返済管理システムを構築した。プロジェクトの建設管理を確実に把握し、計画的な実施をやり遂げ、適時利益を生み出した。地方と部門は外債返還基金を立ち上げ、外債の速やかな返済を保証した。</p>
<p>「中華人民共和国</p>	<p>第17章「対外開放を拡大し、開放型経済を発展させる」の第3節「積極的、合理的、有効的に</p>

年代	内容
<p>国民経済と社会発展の第10次5カ年計画要綱」(2001～2005)</p>	<p>外資を利用する」では、外資の直接投資を吸収することを外資利用の重点として、外資利用政策を整備し、投資環境を改善し、外資利用の規模を拡大し、外資利用の質を高めることが指摘されている。外資、中でも多国籍企業が国有企業の組織改造に参画することを奨励し、ハイテク産業と輸出型産業に投資を行い、わが国産業構造の調整と技術レベルの向上を促進した。条件を揃えた企業の対外的な株の発行を奨励し、積極的にM&A、ベンチャー投資、投資ファンドなどさまざまな投資方式を探究し、外資の利用と国有企業の知的財産制度の改革を促進した。国内・外の中小企業間の協力を奨励、促進した。サービス業が外資を利用する比重を高めてきた。引き続き、経済特区、浦東新区およびその他沿海地区の優位性を発揮し、外資利用のレベルを向上させた。インセンティブ政策を採用し、外資が中西部地域により多く投資するよう誘導した。特に中西部地域の旧工業地帯のリノベーション、インフラ建設、生態系の環境建設と環境保全、鉱物と観光資源の開発、優位的産業の発展においてである。継続して国際金融機関と外国政府のローンを合理的に利用し、また多くを中西部地域に用いるようにした。資本調達コストを抑えることに努め、シンジケートローン、ファイナンスリース、輸出信用などの国際商業ローンを有効活用した。外債の総合管理を強化し、合理的な外債規模を維持し、責任と権利を統合した借款、利用、返還の仕組みを構築し、外債モニタリングと短期資本の監督管理を強化し、債務構造を健全化し、債務リスクを抑えた。</p>
<p>「中華人民共和国国民経済と社会発展の第11次5カ年計画要綱」(2006～2010)</p>	<p>第36章「外資利用の質を高める」には以下のような記載がある。世界の産業が変遷する機会を捉え、引き続き、積極的に、有効的に外資を利用する。重点は外資の利用を通じて、海外の先進技術、管理ノウハウを導入、高度人材を呼び込むことによって、外資の利用、国内の産業構造と技術レベルの引き上げを同時に行うこととされた。第1節「外資の投資の方向性を誘導する」では、法律、法規の完備、安定性かつ透明性のある管理体制と公平、予見可能な政策環境の形成が規定されている。外資が、ハイテク産業、現代サービス業、ハイエンド製造業、インフラ建設、生態系の環境保全、そして中西部と東北地域の旧工業地帯により多く投資するよう誘導するとした。多国籍企業がわが国で地域拠点、R&Dセンター、購買センター、教育センターを設立することを奨励した。外資企業の技術イノベーション、支援能力の強化、産業チェーンの延長を奨励した。外資を引き付ける能力が比較的高い地域と開発地域は、生産製造のレベルを高めることに注力し、積極的に研究開発、現代的な流通などの分野に展開し、集積と連動効果を十分に発揮するものとされた。第2節「外資利用形式の多様化を促進する」では、まず国内企業と多国籍企業のあらゆる形式の協力を展開するよう誘導し、外資の技術波及効果を発揮することが規定されていた。国内自主ブランド保護という前提の下、外資が国内企業の改造に参画するよう誘導、ルール付けをした。海外資本市場を有効利用し、国内企業の海外上場を支持した。ベンチャー投資退場の仕組みを完備し、外資のベンチャーキャピタル会社とベンチャーキャピタルファンドの国内における投資を奨励した。条件を揃えた海外機関が国内の証券会社</p>

年代	内容
	とファンド管理会社に資本参加することを奨励した。次に、引き続き国際金融機関と外国政府ローンを合理的に活用し、中西部地域と東北地域などの旧工業地帯に重点的に投資し、資源の節約、環境保全とインフラ建設に用いた。合理的、慎重に国際商業ローンを使用し、条件を揃えた金融機関と企業の海外での融資を認めた。外債のマクロモニタリングと管理を強化し、債務構造を健全化し、適正な外債規模を維持するとした。
「中華人民共和国国民経済と社会発展の第12次五カ年要綱」(2011～2015)	第52章『「外資呼び込み」と『中国企業の海外投資』の統合的計画』では、「呼び込み」と「海外投資」を結び付け、外資と対外投資ともに重きを置き、両市場の安全、効率のよい利用、双方の能力を向上させることが提起されていた。第1節「外資利用レベルの向上」では、構造を最適化し、外資が現代農業、ハイテク技術、先進的な製造業、省エネ、エコ、新エネ、現代サービス業などの分野により多く投資するよう誘導し、中西部地域への投資を奨励している。さまざまな形式で、外資が株主になる、M&Aなどの形式で国内企業の組織合併・再編に参画することを奨励し、外資の株式投資とベンチャー投資の展開を促進した。海外の高度人材を呼び込み先進技術を導入し、外資企業の国内におけるR&Dセンターの設立を奨励し、世界の先進的なマネジメントコンセプト、システム、経験を参考とし、積極的にグローバルイノベーションの枠組みに参入する。投資のソフト面の環境を改善し、投資家の合法的な権益を保護するとした。外資のM&A審査を確実に実施した。海外のプライムローンと国際商業ローンを有効利用し、外債管理を整備した。
「中華人民共和国国民経済と社会発展の第13次五カ年計画要綱」(2016～2020)	第49章「対外開放戦略の構図を完備する」、第4節「外資の利用と対外投資レベルを引き上げる」では、開放の分野を拡大し、参入制限を緩和し、積極的に、有効的に海外資金と先進技術を導入し、外資利用の総合的な質を引き上げることが提起されている。幼児教育、建築デザイン、会計監査などサービス分野での外資の参入制限を緩和し、銀行、保険、証券、介護などへの市場参入を拡大するとしている。外資が、先進的な製造業、ハイテク技術、省エネ、エコ、現代サービスなどの分野と中西部および東北地域により多く投資することを奨励し、R&Dセンターの設立を支持している。金融機関と企業の海外における融資を奨励する。企業の対外投資拡大を支持し、グローバル産業チェーン、バリューチェーン、ロジスティックチェーンに深く参入する。コモディティの海外生産拠点および協力工業団地を建設する。積極的に対外投資金融と情報サービスプラットフォームを構築する。

附表2-1：外商投資産業指導目録の改訂内容

年度	新たに「奨励」類に入った業種
1995年度版	主な業種は以下の通り。農業、林業、牧畜業、漁業および関連する工業、軽工業、紡績業、交通運輸、郵便通信業、石炭工業、電力工業、鉄冶金、有色金属工業、石油、石油化工および化学工業、機械工業、電子工業、建築材料、設備およびその他の非金属製品工業、医薬工業、医療機械製造業、航空宇宙工

年度	新たに「奨励」類に入った業種
	業、船舶産業、新興産業、サービス業。
1997 年度 版	<p>農業、林業、牧畜業、漁業および関連する工業の「生態系の環境整備と建設工程」、軽工業の「二酢酸セルロースタバコ繊維および繊維束の加工」、交通運輸、メール通信業の「分散制御システム／符号分割多元接続（DCS/CDMA）システム設備製造」、石炭工業の「石炭パイプライン」と「コールベッドメタン探査、開発」、鉄冶金の「マンガン鉱採掘」、石油、石油化工および化学工業の「石炭加工製品生産」と「排気ガス浄化剤、触媒およびその他の助剤生産」、機械工業では「バイク主要部品製造」、「水質オンラインモニター機械新技術設備製造」、「特殊治水救助機械と設備製造」等、電子工業の「データ通信マルチメディアシステム設備製造」、「シングルモード光ファイバー生産」、「アクセスネットワーク通信システム設備製造」等、建築材料、設備およびその他非金属鉱製品工業の「トンネル掘削機」、「都市地下鉄発掘設備製造」等、医薬工業の「新型アジュバントの開発応用」と「肝炎、エイズおよび放射免疫類等診断試薬生産」、航空宇宙工業の「民生衛星部品製造」と「民生搭載ロケット設計と製造（中国側が持ち支配或いは出資権支配）等、新興産業の「海水淡水化および技術利用」、サービス業の「ハイテク技術、新製品開発センターの建設と企業のインキュベーター」等。</p>
2002 年度 版	<p>農業、林業、牧畜業、漁業の「天然ゴム、シザル麻、コーヒー栽培」と「砂漠化防止および水源土質流失防止の植樹植草等生態環境保全工程建設、経営」。製造業における食品加工業の「果物野菜飲料、タンパク質飲料、茶飲料、コーヒー飲料の開発、生産」、「新生児、高齢者向け食品および機能食品の開発、生産」、「乳製品生産」、「生物飼料、タンパク質飼料の開発、生産」、また前回の指導目録で未収録だった業種および細目が追加されている。新しく追加された業種は、皮革、毛皮製品業、木材加工および竹、藤、棕櫚、草製品業、製紙および紙製品業、石油加工およびコークス業、化学原料および化学品製造業、化学繊維製造業、プラスチック製品業および専用設備製造業。卸売と小売貿易業の「一般商品の卸売、小売、物流配送」。衛生、スポーツと社会福祉業の「公共施設サービス業」。また社会サービス業と教育、文化芸術および放送業およびその細目等が追加された。</p>
2007 年度 版	<p>農業、林業、漁業の「木の実からの食用油材料、調味料、工業原料の栽培および開発、生産」。採鉱業の「コールベッドメタンの探査、開発、鉱山ガスの利用（合弁、提携に限る）」、「鉱山の尾鉱利用率を高める新技術の開発と応用および鉱山生態回復技術の総合的応用」と「海底メタンハイドレート探索、開発（提携に限る）」。製造業において、食品加工業の「森林食品の開発、生産と加工」、タバコ製品業の「フィルターの加工生産（合弁、提携に限る）」、紡績業の「生態系、資源の総合的利用、環境保全のニーズに適合する特種天然繊維（羊毛以外のその他の動物性繊維、麻繊維、竹繊維、蚕、カラーコットン等）製品加工」、皮革、毛皮、羽毛（綿毛）およびその製品業の「高級皮革（ソファ革、自動車座席シート革）の加工」、化学原料および化学製品製造業の「ナトリウム漂泊パウダー加工製品生産」等、医薬製造業の「BCG とポリオワクチン生産」と「新型診断試薬品の生産」、化学繊維製造業の「シングルライン生産能力日産 100 トン以上のポリアミド生産」等、非金属鉱物製品業の「画像伝達ファイバーおよびレーザー医療光ファイバー生産」等、金属製品業の「各種穀物・油類食品、果物、野菜、飲料、</p>

年度	新たに「奨励」類に入った業種
	<p>日用化学製品など内容物の包装に用いる金属包装製品（厚さ0.3mm以下）の製造および加工（製品の内外壁の塗装加工を含む）、汎用機械製造業の「廃車分解スクラップ、破砕処理設備製造」等、交通運輸設備製造業の「バイク主要部品製造」等、電気機械および器材製造業の「新エネルギー発電プラント或いは重要設備製造（合弁、提携に限る）等、情報設備、コンピューターおよびその他の電子設備製造業の「高速、容量100TB以上のメモリシステムおよびインテリジェントメモリ設備製造」等、計器、メーターおよび文化、オフィス用機械製造業の「フィールドバスコントロールシステムおよび主要部品製造等、およびその他の製造業の「全生分解性材料の生産」。交通運輸、倉庫保管、郵便業における「高速鉄道、旅客鉄道専用線、都市間の鉄道インフラの総合保守（中国側が出資権支配）。卸売と小売業における「現代物流」。リース、ビジネスサービス業における「請負サービス外注方式を採用し、システムアプリケーション管理とメンテナンス、情報技術バックアップ管理、銀行バックオフィスサービス、財務決算、ヒューマンリソースサービス、ソフト開発、コールセンター、データ処理等情報技術と業務プロセスのアウトソーシングサービスに従事」。科学研究、技術サービスと地質探査業の「化学繊維生産の省エネコストダウン、3R処理新技術」と「草原・牧畜バランス総合管理技術」。文化、スポーツおよびレジャー産業の「公演場所の経営（中国側が出資権支配）」と「競技場、体育館の経営、スポーツジム、競技演出およびスポーツ研修と仲介サービス」等。</p>
2011年度版	<p>採鉱業において、「シェールガス、海底天然ガスハイドレート等特殊天然ガス資源の探査、開発（合資、提携に限る）。製造業において、紡績業の「先進的な省エネ・有害物質排出削減技術および設備を採用する高級織物生地（織染めおよび仕上げ加工）」と「機能的、環境保全および軍用服・防護服等特別服の生産」、皮革、毛皮、羽毛（綿毛）およびその製品業の「皮革廃棄物総合利用」、化学原料および化学製品製造業の「高性能フッ素樹脂、フッ素膜材、医療用フッ素含有中間体、環境親和型冷却材およびクレンザーの生産」、医薬製造業の「エイズワクチン、C型肝炎ワクチン、避妊ワクチンおよび子宮頸がん、マラリア、手足口病等、新型ワクチンの生産」、非金属鉱物製品業の「建築ゴミ再生利用」等、金属製品業の「省ニッケル型ステンレス製品の製造」等、専用設備製造業の「アルミニウム工業の赤泥総合利用設備の開発と製造」等、交通運輸設備製造業の「新エネルギー自動車主要部品製造」、工芸品およびその他製造業の「中古・不要電器および電子製品、自動車、機械・電気設備、ゴム、金属、電池回収処理」。電力、ガスおよび水の生産と供給業において、「再生水工場の建設、運営」等。卸売と小売業において、「農村における連結配送」と「パレットおよび集中梱包式ユニット共用システムの建設、経営」。リースおよびビジネスサービス業の「ベンチャーキャピタル企業」、「知的財産サービス」と「家事サービス業」等。</p>
2015年度版	<p>農業、林業、牧畜業、漁業の「漢方薬材の栽培、養殖全面開放、環境に優しい無公害飼料および添加剤の開発」。製造業において、石油加工、コークスと核燃料加工業の「フェノール油加工、洗油加工およびコールタールのハイエンド化加工（改質コールタールを含まない）」、「有機高分子材料の生産、表面処理自己修復材料、超疎水性ナノコーティング材料」、医薬製造業の「バイオワクチン生産」、化学繊維</p>

年度	新たに「奨励」類に入った業種
	<p>製造業の「ナイロン11、ナイロン1414、ナイロン46、長鎖状ナイロン、耐高温ナイロン等、新型ポリアミドの開発と生産」、金属製品業の「軽金属半固体高速成型材料の研究開発と製造」、専用設備製造業の「クリーンコール技術製品の開発利用および設備製造（石炭ガス、液化、石炭スラリー、工業用石炭）等、コンピューター、通信とその他電子設備製造業の「音声、光源、電気およびタッチ制御等のコンピューター情報技術に基づく漢方薬電子補助教育設備、バーチャル病理および人体模型設備の開発と製造」。電力、熱力、および水の生産と供給業において、「渇水地域の単機60万kW以上の大型空気冷却ユニット発電所の建設と経営」等。科学研究と技術サービス業において、「IoT技術開発と応用」等。教育業の「非学制類の職業研修機関」。衛生と社会福祉業の「介護機関」等。</p>

附表2-2：外商投資産業指導目録の改訂内容

年度	新たに「規制」或いは「禁止」類に入った業種
1995年度版	<p>「規制」類業種は主に以下の通り。</p> <p>農業、林業、牧畜業、漁業および関連する工業、軽工業、紡績業、石炭工業、電力工業、鉄冶金工業、有色金属工業、石油、石油化工および化学工業、石油、石油化工および化学工業、機械工業、電子工業、建築材料、設備およびその他の非金属鉱製品工業、建築材料、設備およびその他の非金属鉱製品工業、医薬工業、医療機械製造業、内外貿易、観光、不動産およびサービス業（外資の単独は不可）、金融および関連業種、およびその他。</p> <p>「禁止」類は主に以下の業種。農業、林業、牧畜業、漁業および関連する工業、軽工業、電力工業および都市公共事業、鉱業採掘および加工、石油化工、化学工業、医薬工業、郵便業、電信通信業、交通運輸業、貿易業、放送業、報道新聞業、軍事兵器生産業、およびその他。</p>
1997年度版	<p>軽工業の「脂肪族アルコール、アルコールエーテルおよびアルコール硫酸塩」、紡績工業の「通常チップ紡績の化学繊維紡績」、石油、石油化工および化学工業の「硫酸チタン粉末生産」、機械工業の「アルミ合金ホイール」、電子工業の「デジタルプログラム制御浴システムとユーザー交換機設備」等。</p>
2002年度版	<p>製造業において、印刷および複製業の「出版物印刷（中国側が出資権支配、包装・装飾印刷は除く）」、医薬製造業の「国の計画に入る免疫用のワクチンおよび抗毒素、トキソイド類（BCG、ポリオ、3種混合ワクチン、麻疹、B型脳炎、流行性脳炎など）の生産」、「習慣性麻酔薬および精神薬原料薬生産（中国側が出資権支配）」、「血液製剤の生産」、「非自滅式（重複使用防止設計無し）使い捨て注射器、輸液器、輸血器、および血液バッグの生産」。卸売と小売貿易業の項目が多数追加された。社会サービス業で、公共施設サービス業の「大・中規模都市ガス、熱力、給排水管網の建設、経営（中国側が出資権支配）」、情報、コンサルタントサービス業の「法律コンサルタント」。科学研究と総合技術サービスの「測量地図作成会社（中国側が出資権支配）」。金融、保険業の先物商品会社」等。</p>
2007年度版	<p>農業、林業、牧畜業、漁業における「綿花（種綿）加工」。採鉱業における「リン鉱業、選鉱」と「海洋マンガン団塊、海砂の採鉱（中国側が出資権支配）」。製造業の中でも農業の副産物の食品加工業の</p>

年度	新たに「規制」或いは「禁止」類に入った業種
	<p>「大豆、菜種油の食用油脂加工（中国側が出資権支配）、トウモロコシの高度加工」と「バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）生産（中国側が出資権支配）」、化学原料および化学製品製造業の「フロン、水素 HFCG 類、テトラフルオロエチレン、フッ化アルミニウム、フッ化水素酸生産」等、有色金属製錬および圧延加工業の「タングステン、モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモン硫化アンチモンを含む）等の希少金属の製錬」等、交通運輸設備製造業の「普通船舶（船体ブロックを含む）保守、設計と製造（中国側が出資権支配）、通信設備、コンピューターおよびその他電子設備製造業の「財政キャッシュレジ製品製造」。リースとビジネスサービス業の、「与信調査と格付けサービス会社」。科学研究、技術サービスと地質調査業において、「撮影サービス（空中撮影等特殊技術撮影サービスを含む、但し測量航空撮影は含まれない、合併に限る）。文化、スポーツ、レジャー産業における「大型テーマパークの建設、経営」、「公演マネジメント機関（中国側が出資権支配）」等。科学研究、技術サービスと地質調査業における、「人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術開発と応用」等。水利、環境と公共施設管理業における「自然保護区と国際的に重要な湿地の建設、経営」と「国が保護している中国原産の野生動植物資源の開発」。教育において「軍事、警察、政治と党校等の特殊分野の教育機関」。文化、スポーツ、レジャー産業において、「ニュースサイト、ネットストリーミングサービス、インターネットサービス提供有料店舗」、「インターネットカルチャー経営」「ゴルフ場の建設、経営」等。</p>
2011 年度版	<p>製造業において、農業副産物加工業の「菜種油、落花生油、綿実油、アブラツバキ種子油、ヒマワリ種子油、パーム油等食用油脂加工」（中国側が出資権支配）、米、小麦粉の加工、トウモロコシの高度加工、化学原料および化学製品製造業の「アセチレン法ポリ塩化ビニル並びに一定規模以下のエチレンおよびエチレン加工製品の生産」等、電力、ガスおよび水の生産と供給業において、「都市人口が 50 万人以上の都市ガス、熱力と給排水管網の建設、経営（中国側が出資権支配）」。卸売と小売業において、「大型農産品卸売市場の建設、経営」等。</p>
2015 年度版	<p>リースとビジネスサービス業の「ヒューマンリソースサービス」。交通運輸、倉庫保管と郵便業の「公務飛行、空中遊覧等の汎用航空業者（中国側が出資権支配）」。卸売と小売業の「葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他タバコ製品の卸売、小売」。リースとビジネスサービス業の「中国法律事務コンサルティング」（中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く）。科学研究と技術サービス業において、「地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図と立体地図の作成、地域別地質マッピング、鉱産地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査」。教育における「高等教育機関（提携、中国側主導の場合に限る）」と「就学前教育機関（提携、中国側主導の場合に限る）」。文化、スポーツおよびレジャー産業の「歴史文物オークションを扱うオークション企業、歴史文物商店」等。</p>

附表3-1：近年公表された重要な中央政府による政策の主な内容

文書	外資規制（参入/持株比率/業務）
<p>「国務院による対外開放を拡大し、積極的に外資を利用する若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕5号）</p>	<p>まず対外開放理念を転換する。国家発展改革委員会と商務部に牽引を求め、開放の発展理念を指導とし、新たな高いレベルの対外開放を推進する。「外商投資産業指導目録」および関連する政策法規を改定し、サービス業、製造業、採鉱業等の分野における外資の参入規制を緩和する。外資がイノベーションに参画し発展戦略の実施を加速させること、製造業のモデルチェンジ・レベルアップ、海外人材の中国における創業・発展を支持する。</p> <p>次に、サービス業の開放を大々的に推進する。国家発展改革委員会と商務部に牽引を求め、教育部、工業・情報化部、財政部、人力資源社会保障部、住宅都市建設部、交通運輸部、文化部、人民銀行、新聞出版広電総局、国家サイバーセキュリティおよび情報化委員会オフィス、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会等は、職責に応じて責任を分担し、サービス業の分野において銀行を始めとする金融機関、証券会社、証券投資基金管理会社、先物商品会社、保険機関、保険仲介機関の外資参入規制を重点的に緩和し、会計監査、建築設計、格付サービス等の分野で外資の参入規制を緩和し、電気通信、インターネット、文化、教育、交通運輸等の分野の段階的な開放を推進する。3つめに、製造業の外資参入規制を部分的に解消する。国家発展改革委員会と商務部の先導により、工業・情報化部、国土資源部、国家食糧局、国家エネルギー局等が職責に応じて責任を分担し、線路交通設備製造、バイク製造、燃料エタノール生産、油脂加工等の分野で外資の参入規制を重点的に解消する。採鉱業は、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等特殊石油資源および鉱産資源分野の外資参入規制を緩和する。石油、天然ガス分野の対外協力プロジェクトは審査制から報告制へ変更となった。</p>
<p>「国務院による外資の進展を促進する若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕39号）</p>	<p>まず、全面的に参入前の内国民待遇にネガティブリスト管理制度を追加する。国家発展改革委員会、商務部の責任の下、できるだけ早く、全国で自由貿易試験区において試行した外資投資のネガティブリストを推し進め、さらに投資環境の開放性、透明性、規範性を強化する。</p> <p>次に、対外開放に参入する市場の範囲をさらに拡大する。中央宣伝部、中央サイバーセキュリティおよび情報化委員会オフィス、国家発展改革委員会、工業・情報化部、交通運輸部、商務部、文化部、人民銀行、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会、国家鉄道局、中国民航局、中国鉄路総本部の牽引、責任の下、特殊用途自動車と新エネルギー車製造、船舶の設計、支線と一般航空機のメンテナンス、国際海上運輸、旅客鉄道運輸、ガソリンスタンド、インターネットサービス提供有料店舗、コールセンター、公演マネジメント、銀行業、証券業、保険業の対外開放を引き続き推進し、対外開放のスケジュール、ロードマップを明確にする。</p>
<p>「国務院による積極的、</p>	<p>まず、引き続きサービス業の開放を推進する。中央宣伝部、中央サイバーセキュリティお</p>

文書	外資規制（参入/持株比率/業務）
<p>有効的に外資を利用し、質の高い経済発展を推進する若干の措置に関する通知」（国発〔2018〕19号）</p>	<p>よび情報化委員会オフィス、発展改革委員会、工業・情報化部、交通運輸部、農業農村部、商務部、文化部と旅行部、食糧・備蓄局等、関連部局がリーダーシップを取り、交通運輸、ビジネス物流、専門サービス等の分野の外資参入規制を解消或いは緩和する。自由貿易試験区の範囲内で電気通信、文化、観光等の分野の対外開放圧力の測定力を大きくする。</p> <p>次に、農業、採鉱業と製造業分野の開放の深化である。発展改革委員会、工業・情報化部、自然資源部、農業農村部、商務部等関連部局が指揮を執り、種苗産業等農業分野、石炭、非金属鉱等の採鉱業分野、自動車、船舶、航空機等の製造業分野における外資参入規制を解消或いは緩和する。</p>

附表3-2：近年公表された重要な中央政府による政策の主な内容

文書	知的財産権
<p>「国務院による対外開放を拡大し、積極的に外資を利用する若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕5号）</p>	<p>外資投資企業の知的財産権を厳格に保護する。通知は、商務部、工商総局、国家知的財産権局、国家ライセンス局等の部局に責任を持って対応することを求め、主に知的財産権の法執行の仕組みの健全化を通して、知的財産権の法執行、権利維持の支援、と仲裁調停を強化する。知的財産権の対外協力の仕組みの構築を強化し、関連する国際機関がわが国で知的財産権の仲裁と調整支部を設立することを推進する。</p>
<p>「国務院による外資の進展を促進する若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕39号）</p>	<p>外資投資企業の知的財産権保護をさらに完備する。全国知的財産権侵害撲滅チームオフィス、工商総局、新聞出版広電総局、国家知的財産権局等が牽引・責任を持ち、ネット上の海賊版による知的財産権侵害、特許権侵害、商標専用権侵害等の知的財産権問題について、集中的に整備を進めており、司法による保護と行政執行を強化し、知的財産権侵害の違法行為に対する懲罰の程度を高めている。</p>
<p>「国務院による積極的、有効的に外資を利用し、質の高い経済発展を推進する若干の措置に関する通知」（国発〔2018〕19号）</p>	<p>投資保護レベルの引き上げ、高水準の投資環境の創出に対し、新たな要求を提起する。主に以下のルートを通じて、知的財産権保護の強度を高める。</p> <p>まず、特許法等、関連法律・法規の改訂作業を進め、知的財産権侵害の法的賠償額の上限を大幅に高める。</p> <p>次に、知的財産権侵害行為を厳格に処罰し、外資投資企業にとって影響の多い、商業機密侵害、悪意の商標登録と商業ロゴに対する混同惹起の不正競争、特許の侵害、ネット上の海賊版による侵害等、知的財産権侵害という違法行為の処罰を強化する。</p> <p>3 つめに、わが国が WTO に加盟した際の約束を厳格に履行し、外資が投資する過程で技術協力の条件は投資者双方の話し合いにより決定されるものであり、各級政府の職員は行政手段を利用した強制的な技術譲渡を行ってはならない。</p> <p>4 つめに、権利維持の援助と紛争の仲裁・仲介を強化し、争訟の仲裁・仲介の試行作業を</p>

文書	知的財産権
	推進し、知的財産権保護のシステムを完備する。

附表3-3：近年公表された重要な中央政府による政策の主な内容

文書	外貨管理
「国務院による対外開放を拡大し、積極的に外資を利用する若干の措置に関する通知」(国発〔2017〕5号)	外資投資企業の外債管理制度を完備する。国家発展改革委員会、商務部、人民銀行、国家外貨局等の牽引、責任の下、国内・外企業の外債管理を統合し、企業の外貨管理をさらに改善し、外資投資企業の海外での融資能力と利便性を向上させる。
「国務院による外資の進展を促進する若干の措置に関する通知」(国発〔2017〕39号)	海外投資家の利益の自由な持ち出しを保証する。人民銀行、国家外貨局の責任の下、海外投資家が国内で適法に取得した利益、配当等の投資収益については、法に基づき人民元或いは外貨で自由に持ち出すことができる。
「国務院による積極的、有効的に外資を利用し、質の高い経済発展を推進する若干の措置に関する通知」(国発〔2018〕19号)	外資投資企業の資金運用の利便性を高める。資金プール管理を一層簡素化し、銀行が正式で、合法的な電子文書を審査することを許可し、企業のために、集中して支払、ネットィングができるようにする。企業が多国籍企業の外貨資金集中運用管理を展開する際の試行条件を緩和する。多国籍企業グループが越境双方向人民元資金プール業務を行うことを支持する。

附表4：自由貿易試験区の概要

地方	特徴/重点
上海自由貿易試験区	<p>「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」(国発〔2013〕38号)によると、2年或いは3年の改革実験を経た後、政府責務の転換を加速させ、サービス業の拡大開放と外資の投資管理体制改革を積極的に推進し、本部経済（Headquarters Economy）と新しい貿易形態を力強く発展させ、資本項目の取引自由化と金融サービス業の全面開放の検討を加速させ、貨物の状態分類監督・管理モデルの確立を探究し、投資とイノベーションの政策支持を促進する体制の構築に努め、国際化、法制化されたビジネス環境の醸成に注力し、国際水準を具備した投資貿易の利便性、貨幣交換の自由、監督・管理の有効性および敏捷性、法制化された環境が規定する自由貿易試験区の建設に努め、わが国の拡大開放と改革の深化にとって、新たな思考とルートを探究し、よりよく全国に貢献しようとしている。</p> <p>「上海自由貿易試験区の改革開放をさらに深化させる方案」(国発〔2015〕21号)で提示された発展目標は、党中央、国務院の自由貿易試験区に対する「積極的かつ大胆に推し進め、大胆に試行し、自ら改善する」、「探索の歩みを止めず、試験区を深く耕す」の要求に基づき、ネガティブリスト管理を</p>

	<p>中心とした投資管理制度、貿易の利便性を重点とした貿易監督・管理制度、資本項目自由両替可能化と金融サービス業の開放を目標とした金融刷新制度、政府の責務転換を中心とした事中・事後管理・監督制度を深化、完備し、国際投資貿易通用規則と連携した制度刷新システムを形成し、金融貿易、先進的な製造、科学技術イノベーション等の重点機能搭載区の周辺への波及効果を十分に発揮し、開放の度合いが最も高く、投資貿易の利便性、貨幣交換の自由、監督・管理の有効性、敏捷性、法制化された環境が規定する自由貿易試験区の建設に努める。</p> <p>「中国（上海）の自由貿易試験区の改革開放を全面的に深化させる法案」（国発〔2017〕23号）では、2020年までに、国際投資、貿易通用規則と連携した制度体制を率先して確立し、投資貿易の自由、規制の緩和・透明性、監督・管理の公平性および高効果、ビジネス環境の利便性という世界的にも高い水準の自由貿易試験区となるよう建設し、各種の市場が主体的、平等的な参与と秩序ある競争下の投資管理体制を健全化し、貿易のモデルチェンジ・レベルアップと通関時の利便性という貿易監督・管理体制を促進し、金融開放の刷新と効果的にリスクコントロールを行う金融サービス体制を深化させ、市場経済のルールと政府運営能力現代化を具備する政府管理体制に合致させ、法制化・国際化・利便性のあるビジネス環境と公平、統一、効果の高い市場環境を率先して形成する。自由貿易試験区改革と上海市改革の連動性を強化し、各改革試行課題において条件を具備したものを浦東新区内で全面的に実施、或いは上海市で実験を進める。</p>
<p>天津自由貿易試験区</p>	<p>「中国（天津）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2015〕19号）で提示された戦略的位置づけは、制度刷新を中心課題、再現性、展開可能を基本要件とし、北京市・天津市・河北省が協力し、高いレベルの対外開放プラットフォーム、全国の改革開放の先行地区と制度刷新のパイロットファーム、世界に開かれた高いレベルの自由貿易特区となるように努める。発展目標は3年から5年間、改革を探究し、自由貿易試験区の建設を、貿易の自由、投資の利便性、ハイエンド産業の集積、金融サービスの完備、法的環境規定、監督・管理の効率化・敏捷化、波及効果が明確な世界的にトップクラスの自由貿易特区となるように、北京市・天津市・河北省の共同発展とわが国経済のモデルチェンジの発展において、模範、牽引となる効果を発揮する。</p> <p>「中国（天津）自由貿易試験区の改革開放をさらに深化させる法案」（国発〔2018〕14号）で提起された発展目標は、2020年までに、国際投資、貿易通用規則と連携した制度体制を率先して確立し、法制化、国際化、利便性の高いビジネス環境を形成し、開放型経済の新体制構築に努め、国際競争における新たな優位性を数多く生み出し、北京市・天津市・河北省が協力して発展するモデル地域を建設する。</p> <p>自由貿易試験区の改革と天津市の改革の連動性を強化し、各改革試行課題において条件を具備したものを滨海新区内で全面的に実施、或いは天津市で実験を進める。</p>
<p>広東自由貿易試験区</p>	<p>「中国（広東）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2015〕18号）で提起された戦略的位置づけは、香港・マカオの力を借り、本土に貢献し、世界に目を向け、自由貿易試験区を広東・香港・マカオの協力深化のモデル地域として建設し、21世紀の「海のシルクロード」の重要なハブと全国の新たな改革</p>

	<p>開放の先進地とする。発展目標は、3年から5年の改革実験を経た後、国際化、市場化、法制化されたビジネス環境を創出し、開放型経済の新体制を構築し、広東・香港・マカオのさらなる協力を実現し、国際経済協力競争の新たな優位性を形成し、世界的に高いレベルの法的環境規範に合致し、投資貿易の利便性が高く、波及効果が出た、監督・管理が安全で効率のよい自由貿易特区の建設に努める。</p> <p>「中国（広東）自由貿易試験区の改革開放をさらに深化させる法案」（国発〔2018〕13号）で提示された発展目標は、2020年までに国際投資と貿易通用規則に対して、率先的に国際航路のハブ、国際貿易センターと金融業の対外開放実験モデルとなる窓口が相互に適合した制度体制を確立し、開放型経済の新体制の先進地区、高いレベルの対外開放ゲートウェイと広東・香港・マカオビッグベイエリア協力のモデル地域を生み出す。</p> <p>自由貿易試験区の改革と広東省の改革の連動性を強化し、各改革試行課題において条件を具備したものを珠江デルタ地区で全面的に実施、或いは広東省で実験を進める。</p>
<p>福建自由貿易試験区</p>	<p>「中国（福建）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2015〕20号）で提示された戦略的位置付けは、兩岸に立脚し、全国に貢献し、世界に向けた戦略的要求に絡み、改革の先行優位性を十分に発揮し、国際化、市場化、法制化されたビジネス環境を創出し、自由貿易試験区の建設を改革刷新のパイロットファームとする。</p> <p>台湾に対する優位性を十分に発揮し、率先して台湾地域との貿易投資自由化進展を推進し、自由貿易試験区の建設を兩岸経済協力深化のモデル地域とする。対外開放の最前線という優位性を十分に発揮し、21世紀の「海のシルクロード」の中心地域を建設し、21世紀の「海のシルクロード」の沿線国と地域開放協力に向けた新たな高みを創り出す。発展の目標は拡大開放の堅持と改革の深化、機能育成と制度刷新を結びつけ、政府の責務転換を加速させ、国際貿易投資規則に適合した新体制を確立することである。</p> <p>兩岸協力の仕組みを刷新し、貨物、サービス、資金、人員等各種の要素の自由な交流を推し進め、福建と台湾の経済の結び付きを強化する。さらに高いレベルの対外開放の新たな局面の形成を加速させ、21世紀の「海のシルクロード」の沿線国と地域の交流・協力の深みと厚みを拓げる。3年から5年、改革を探究した後、貿易投資の利便性、金融刷新機能のブレイクスルー、サービス体制の健全化、監督・管理の効率化・敏捷性、法制環境がルール化された自由貿易特区の建設に努める。</p> <p>「中国（福建）自由貿易試験区の改革開放をさらに深化させる法案」（国発〔2018〕15号）が提示した発展目標は、2020年までに、国際投資と貿易の通用規則と連携した制度体制を率先して確立し、法制化、国際化、利便性の高いビジネス環境を形成し、開放と刷新が一体化した総合的改革試験区と兩岸経済の協力モデルと21世紀の「海のシルクロード」の沿線国と地域の開放協力に向けた新たな高みを創り出す。</p> <p>自由貿易試験区の改革と福建省の改革の連動性を強化し、各改革試行課題において条件を具備したものを福州市、アモイ市と平潭総合実験区内で全面的に実施、或いは福建省で実験を進める。</p>

遼寧自由貿易試験区	<p>「中国（遼寧）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕15号）で提起された戦略の位置付けはマーケティング志向体制・仕組み改革を加速させ、構造調整を積極的に推進し、自由貿易試験区の建設を東北旧工業地帯発展の全体的な競争力と対外開放のレベルを引き上げる新たなエンジンとするよう努める。発展の目標は3年から5年、改革を探究した後、国際投資と貿易通用規則と連携した制度体制を形成し、法制化、国際化、利便性の高いビジネス環境を作り出し、人材・資本等の要素に対する引き付け力の向上を強固にし、ハイエンド産業の集積、貿易投資の利便性、金融サービスの完備、監督・管理の効率化・敏捷化、法制環境がルール化された高いレベル・スタンダードの自由貿易特区の建設に努め、東北地域の経済発展方式のモデルチェンジを牽引し、経済発展の質とレベルを高める。</p>
浙江自由貿易試験区	<p>「中国（浙江）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕16号）で提起された戦略の位置付けは、東部地域の重要な海上門戸開放モデル地域、国際コモディティ貿易自由化の先導役と国際的な影響力を持った資源配置拠点である。発展の目標は特徴のある約3年の改革を探究した後、国際投資と貿易通用規則と連携した制度体制を形成し、法制化、国際化、利便性の高いビジネス環境を作り出し、人材、資本等の要素に対する吸引力の向上を強固にし、貿易投資の利便性、ハイエンド産業の集積、法制環境のルール、金融サービスの完備、監督・管理の効率化・敏捷化、波及効果のブレイクスルーを基本的に実現し、石油製品を中心とした商品のグローバル配置能力を明確に引き上げ、グローバルスタンダードに沿って自由貿易港の先進地区として踏み出す。</p>
河南自由貿易試験区	<p>「中国（河南）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕17号）で提起された戦略の位置付けは、南北を貫通し、東西を連結する現代的立体交通システムと現代物流システムの構築を加速させ、自由貿易試験区の建設を「一帯一路」建設の現代的総合交通ハブ、全面的改革開放のパイロットファームと内陸開放型経済のモデル地域に寄与させる。発展の目標は3年から5年、改革を探究した後、国際投資と貿易通用規則と連携した制度体制を形成し、法制化、国際化、利便性の高いビジネス環境を作り出し、自由貿易試験区の建設を、貿易投資の利便性、ハイエンド産業の集積、交通物流の発達、管理・監督の効率化・敏捷化、波及効果が突出した高いレベル・スタンダードの自由貿易特区となるよう努め、内陸経済のモデルチェンジの発展を牽引し、全方位的対外開放の新局面の構築を推進する。</p>
湖北自由貿易試験区	<p>「中国（湖北）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕18号）で提起された戦略の位置付けは、中部地域に立脚し、全国に波及し、世界を視野に入れており、中部地域が産業転換モデル地域を順序立てて引継ぎ、戦略的な新興産業とハイテク産業集積地区、全面的改革開放のパイロットファームと内陸開放型経済の新たな高みとなるよう努める。発展の目標は3年から5年、改革を探究した後、国際的に高いスタンダードの貿易投資規則仕組みに沿い、ハイエンド産業の集積、ベンチャーキャピタルの活性化、金融サービスの完備、監督・管理の効率化・敏捷化、波及効果が突出した高いレベル・スタンダードの自由貿易園区の建設に努める。中部復興戦略と長江経済ベルト発展推進においてモデル作用を発揮する。</p>
重慶自由貿易試験区	<p>「中国（重慶）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕19号）で提起された戦略の位置付けは、自由貿易試験区の建設が「一帯一路」と長江経済ベルト連携の重要なハブ、西部大開発の戦略的重要拠</p>

区	<p>点となるよう努める。発展の目標は3年から5年、改革を探究した後、貿易投資の利便性、ハイエンド産業の集積、監督・管理の効率化・敏捷化、金融サービスの完備、法制環境のルール、波及効果が突出した高いレベル・スタンダードの自由貿易特区の建設に努め、自由貿易試験区の建設を「一帯一路」建設と長江経済ベルト発展の国際物流ハブと貿易港の建設に寄与し、西部地域のゲートウェイ都市の全方位開放の新たな局面の構築を推進し、西部大開発戦略のさらなる実施をリードする。</p>
四川自由貿易試験区	<p>「中国（四川）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕20号）で提起された戦略の位置付けは、内陸に立脚し、東から西へ、全国に寄与し、世界を視野に入れており、自由貿易試験区を西部ゲートウェイ都市開発開放の牽引地域、内陸開放戦略サポートベルトの先行地域、国際開放ロードのハブ地域、内陸開放型経済の新たな高み、内陸と沿海・沿境・沿江地域の共同開放のモデル地域となるよう建設する。</p> <p>発展の目標は3年から5年、改革を探究した後、法制環境ルール、貿易投資の利便性、イノベーション要素の集積、監督・管理の効率化・敏捷化、共同開放の効果が顕著な高いレベル、スタンダードの自由貿易特区の建設に努め、内陸開放型経済の高みを創り出し、西部大開発と長江経済ベルト発展を深く推進する中において、モデル作用を発揮する。</p>
陝西自由貿易試験区	<p>「中国（陝西）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2017〕21号）で提起された戦略の位置付けは、自由貿易試験区の建設を全面的改革開放のパイロットファーム、内陸型改革開放の新たな高み、「一帯一路」経済協力と人文交流の重要なポイントとなるよう努める。発展の目標は3年から5年、改革を探究した後、国際投資と貿易通用のルールとリンクした制度体系を形成し、法制化、国際化、利便性の高いビジネス環境を作り出し、貿易投資の利便性、ハイエンド産業の集積、金融サービスの完備、人文交流の深化、管理・監督の効率化・敏捷化、法制環境のルールによる高いレベル、スタンダードの自由貿易園区の建設に努め、「一帯一路」建設と西部大開発戦略のさらなる実施を推進する。</p>
海南自由貿易試験区	<p>「中国（海南）自由貿易試験区全体法案」（国発〔2018〕34号）で提起された戦略の位置付けは、海南島全島試行地という全体的優位性を発揮し、改革開放試験地域、国家生態文明試験区、国際観光消費センターと国家重点戦略サービス保障地域の建設全面的な深化に密接に関連し、さらに積極的、主体的に開放戦略を実行し、開放型経済の新体制の構築を加速させ、全面的な開放の新たな局面形成し、海南を太平洋とインド洋に向けたわが国の重要な対外開放のゲートウェイに作り上げる。</p> <p>発展の目標は、世界の先進的規則を基準とし、改革の深化を探究し続け、高いレベルの開放で高品質の発展を推し進め、開放型、生態型、サービス型産業体系の確立を加速させる。2020年までに、自由貿易試験区の建設は重要な進展を遂げ、国際的な開放性向上も顕著になり、投資貿易の利便性、法制環境のルール、金融サービスの完備、監督・管理の安全・効率化、生態系環境の質もトップレベル、波及効果の突出した高いスタンダード、高品質の自由貿易試験区となるよう努め、海南自由貿易港の建設を徐々に探究、ゆっくりと推進するために、ステップ、段階を分け、自由貿易港政策体制を確立し、土台を確実なものとする。</p>

附表5-1：北京市サービス業開放拡大総合試行事業実施プランで示された措置

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
科学技術サービス	科学研究・技術サービス業	外資投資建設工程設計企業は始めに工程の設計資格を申請し、その外国側のサービス提供者（外国投資側）は2項目およびそれ以上の中国国外で竣工した工程の設計実績を提供しなければならず、その内少なくとも1つの工程の実績はその所在国或いは地域で竣工したものである。資格昇級の申請は、工程の設計資格を取得した後に中国国内或いは国外で竣工した工程の設計実績でなければならず、その内少なくとも2つの工程の設計実績は中国国内で竣工したものである。	「外商投資建設工程設計企業管理規定実施細則」（建市〔2007〕18号）	地域内で北京市にサービスを提供した外資工程設計（工程探査は含まない）企業、初めて資格申請をする際、投資企業に対する工程設計の実績要求を撤廃する。
	交通運輸・倉庫・郵便業	外資が飛行機整備（国際整備市場業務を引き受ける義務を有する）と航空燃料プロジェクトに投資する場合、中国側の持分支配とする。	「外商投資民間航空業規定」（元中国民用航空総局令第119号）	外資が飛行機整備プロジェクトに投資する際、中国側の出資権支配規制を撤廃する。
文化教育サービス	文化・スポーツ・レジャー業	香港、マカオの投資家が合弁、提携、独資経営の公演マネジメント機関を設立することを許可する。その他の外資投資家は合弁、提携の経営に限り、投資比率は49%を超えてはならず、本土のパートナーが経営の主導権を握るものとする。	「営業的公演管理条例」（国务院令第528号）	文化、レジャー業が集約する特定の地域を選択し、外資独資の公演マネジメント機関の設立を許可し、北京市内でサービスを提供するものとする。
金融サービス	金融業	外資が銀行に投資することを規制する。	「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」	関連法規に適合するという条件下、外資の金融機関に外資銀行、民間の資本と外資の金融機関が共同設立した中国・外資による合弁銀行の設立を許可する。

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
	金融業	外資の保険会社(生命保険会社の外資比率は 50%を超えてはならない)に投資することを規制する。	「外商投資産業指導目録(2015年改訂)」	外資の専門健康医療保険機関の設立を許可する(外資の持株比率は50%を超えてはならない)。
ビジネス・観光サービス	リース・ビジネスサービス業	外資投資信用調査機関の設立条件は、國務院信用調査業監督管理部門と國務院の関係部門が制定し、國務院に報告、承認を得なければならない。	「信用調査業管理条例」(國務院令第 631号)	外資の投資による信用調査会社設立を許可する(香港・マカオのサービス提供者から試行を先行実施)。
	リース・ビジネスサービス業	特殊・普通パートナー会計士事務所的首席パートナーの(または最高管理の職責であるその他のサービスを履行する)任に就く際は、必ず中国国籍を有していなければならない。	「中国・外資の会計士事務所の本土化制度轉換方案」の印刷、配布に関する通知(财会[20128号])	条件に適合する中国登録会計士の資格を有する香港・マカオの専門家がパートナー制の会計事務所のパートナーを務めることを許可する。
	リースとビジネスサービス業	1. 香港、マカオのサービス提供者に独資の人材仲介機関の設立を許可するが、その他の国或いは地域の投資家は中国・外資合弁による人材仲介機関の設立のみ可能であり、出資比率は49%を超えてはならない。 2. 中国と外資合弁の人材仲介機関の最低登録資本は30万ドルとする。	「中外合弁人材仲介機関管理暫定規定(2005年)」(元人事部令第 5号)、「中外合弁人材仲介機関管理暫定規定」に関する補足規定(元人事部令第 8号)	中関村で中国・外資合弁で人材仲介機関を設立する際、外資側合弁者は70%を超えない株主支配権を有することができ、最低登録資本は30万ドルから12.5万ドルに引き下げる。
	リース・ビジネスサービス業	外資の投資による旅行会社は中国国内の住民のアウトバウンド旅行事業および香港・マカオ・台湾地域訪問の旅行事業を扱ってはならな	「旅行者条例」(國務院令第 550号)	中国・外資合弁の旅行会社を拡大し、アウトバウンド業務の試行を展開する際、北京に設立並びに条件に適合する中国・外資合弁旅行

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
		い、しかし国務院が決定或いはわが国が署名した自由貿易協定と本土と香港、マカオがさらに緊密な経済、貿易関係の確立に関する手配について特別規定されるものは、適用除外がある。		会社が台湾を除くアウトバウンド事業に取り組むことを支援する。
健康医療サービス	衛生・社会事業	1. 合併、提携期限が20年を超えないこと。 2. 中国・外資合併、提携の医療機関を設置する場合、国家衛生計画生活委員会に報告・審査を受けなければならない 3. 中国・外資合併、提携の漢方医療機関の設置を申請する場合、国家漢方医・薬管理局への報告・審査の後、再度国家衛生計画生活委員会に合格した旨を報告し、指示を受ける必要がある。	「中外が医療機関を合併、提携する管理暫定弁法」(元衛生部、対外経済貿易提携部令第11号)	中国・外資が合併、提携により医療行為を行う条件を徐々に緩和し、審査の権限を調整し、投資企業の申請・報告の利便性を高める。
対外投資管理体制改革の深化		商務部と省級商務主管部門から企業の対外投資に対して許可を実行する。	「国外投資管理弁法」(商務部令2014年第3号)	企業と個人の対外投資に対する主体的地位を確立し、海外投資の許可手続きを簡素化し、届け出を主とする管理モデルを実行する。

附表5-2：改革深化による北京市サービス業開放拡大総合試行事業推進プランで示された措置

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
科学技術サービス	航空運輸業	外資の民間飛行場、公共航空運輸企業、汎用航空企業と航空運輸関連プロジェクトを含む民間航空業への投資。	「外資の民間航空業の投資に関する規定」(元中国民間航空総局、元対外貿易経済	外資が航空運輸販売代理企業に投資することを許可する。

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
			提携部、元国家発展計画委員会令第110号)	
	その他建築業	<p>外資の建設工程設計企業が建設工程設計企業の資格を申請する際、中国で登録建築士、登録エンジニアの資格を取得した外国のサービス提供者の人数がそれぞれ資格等級標準既定の登録執行人員総数の4分の1を下回らないこと。関連する専門の設計キャリアを有する外国のサービス提供者の人数が資格等級標準既定の技術主力総数の4分の1を下回らないこと。</p> <p>中国と外国の合併経営、中国と外国の提携経営建設工程設計企業が建設工程設計企業の資格を申請する際、中国で登録建築士、登録エンジニアの資格を取得した外国のサービス提供者の人数がそれぞれ資格等級標準既定の登録執行人員総数の8分の1を下回らないこと。関連する専門の設計キャリアを有する外国のサービス提供者の人数が資格等級標準既定の技術主力総数の8分の1を下回らないこと。</p>	「外商投資建設工程設計企業管理規定」（元建設部、元対外貿易経済提携部令第114号)	外資が投資する建設工程設計企業の外国籍技術人員の比率要求を撤廃する。
文化教育サービス	ラジオ・テレビ・映画・音楽映像業	外資が音楽映像製品と電子出版物の編集、出版、制作事業に投資することを禁止する。	「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」	外資が音楽映像製品の制作事業に投資することを許可する（北京国家音楽産業拠点、中国北京出版創意産業特区、北京国家デジタル出版拠点内での展開、提携に限り、中国側が経営の主導権、内容の最

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
				終審査権を握るものとする。
	文化芸術業	<p>外国の投資家は中国の投資家とともに法律に基づき中国・外資の合併経営、中国・外資が提携して経営する公演マネジメント機関、公演会場の経営組織を設立することができる。中国・外資の合併経営、中国・外資の提携経営、外資が経営する文芸公演</p> <p>団体の設立はできず、外資が経営する公演マネジメント機関、公演会場の経営組織は設立できない。</p> <p>中国・外資の合併経営による公演マネジメント機関、公演会場の経営組織を設立する際、中国の合同経営者の投資比率は 51%を下回ってはならない。中国・外資が提携して経営する公演マネジメント機関、公演会場の経営組織は中国の提携者が経営の主導権を握るものとする。</p>	「営業的公演管理条例」	文化・レジャー業の集約する特定地域を選択し、外資の投資企業が公演会場の経営組織を設立することを許可し、投資の比例規制は設けない。
	文化芸術業	<p>外国の投資家は中国の投資家とともに法に基づき、中国・外資の合併経営、中国・外資が提携して経営するレジャー施設を設立することができるが、外資が独資で経営するレジャー施設の設立はできない。</p>	「レジャー施設管理条例」	文化・レジャー業の集約する特定地域を選択し、外資の投資企業がレジャー施設を設立することを許可し、投資の比例規制は設けない。
金融サービス	銀行業	<p>外資の銀行の営業的機関が「中華人民共和国外資銀行管理条例」第 29 条或いは第 31 条に規定する業務の範囲内で人民元の業務を行う際、申請提出前に中華人民共和国</p>	「中華人民共和国外資銀行管理条例」	<p>新設或いは制度を改めて成立した外資独資の銀行或いは中国・外資合併銀行が開業申請を提出する際、併せて人民元業務の同時申請が可能かどうか検討する。</p>

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
		国内で1年以上開業していなければならない。		
ビジネス・観光サービス	企業管理サービス業	投資性会社の設立を申請する際、以下の条件に適合しなければならない。1. 外国投資家の資格・信用が良好であり、投資性会社を運営するのに必要な経済力を持ち合わせており、申請前の1年間、当該投資家の資産総額が4億ドルを下回らず、また当該投資家が中国国内で既に外資投資企業を設立しており、その実質的に納付した登録資本の出資額が1千万ドルを超えていること。或いは2. 外国投資家の資格、信用が良好で、投資性会社を運営するのに必要な経済力を持ち合わせており、当該投資家が中国国内で既に10社以上の外資投資企業を設立しており、その実質的に納付した登録資本の出資額が3千万ドルを超えていること。	「外資投資企業の投資性会社運営に関する規定」(商務部令2004年第22号)	外資が投資性会社を設立する条件を緩和し、申請前1年間、外国投資家の資産総額が少なくとも2億ドルを下回らないこと、外国投資家が中国国内で既に開業している外資投資企業の数が少なくとも5社以上であること。
	法律サービス業	外資が中国法律事務コンサルティングに投資することを禁止する(中国の法律環境影響の情報提供を除く)。	「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」	中国の弁護士事務所と外国および香港、マカオ・台湾地域の弁護士事務所と密接に提携する方式と仕組みを模索する。
	ヒューマンリソースサービス業	中国・外資合弁の人材仲介機関の設立を申請する中国側の投資家は設立後3年以上の人材仲介機関である必要があり、外資側の出資者は人材仲介サービスに3年以上従事している外国の会社、企業、その他の経済組織である必要があり、合弁双方はいずれも良好な信	「中外合弁人材仲介機関管理暫定規定」(元人事部、商務部、工商総局令第2号、2005年5月	1. 中関村で中国・外資の合弁人材仲介機関の外資比率規制をさらに緩和する。 2. 「中国・外資の投資家は設立後3年以上の人材仲介サービス機関でなければならない」という要求を撤廃する。 3. 外資が既存の国内人材仲介機関

重点分野	関連業種	規制・禁止項目	法律根拠	開放措置
		頼を有するものとする。外資側合弁企業の出資比率は 25%を下回ってはならず、中国側の出資比率は 51%を下回ってはならない。	24 日改訂)	の直接株主となることを許可する。
健康医療サービス	医学研究・試験発展業	国外の申請人が中国で国際マルチセンター医薬品臨床試験を行う際、臨床試験用医薬品は国外で登録済みの医薬品または既にフェーズ 2 或いはフェーズ 3 の臨床試験を行っている医薬品でなければならない。	「薬品登録管理法」 (元国家食品藥品监督管理局令第 28 号)	1. 国外で研究開発し、重要な意義のある新薬のプロジェクトに対し、国家食品藥品監督管理総局の承認後、北京で臨床試験を展開することを許可する。 2. 薬品輸入関連規定に沿って、先発医薬品・対照薬品と研究中の臨床試験医薬品の輸入を許可し、薬品生産質管理規定に適合した国外の研究開発アウトソーシング企業および cGMP 生産メーカーが生産した臨床研究医薬品を許可し、国際マルチセンター医薬品臨床試験に用いる。

附表6-1：外商投資産業指導目録の2017年改訂時における改訂項目

業種	項目
一、農業、林業、牧畜業、漁業	7. キキョウ類に関する資源総合利用の奨励
二、採鉱業	11. 一部天然ガス類の探査、開発に対する制限をなくす
三、製造業	(1) 農業副産食品の加工業
	16. 安全で効果の高いエコ型飼料および添加剤の生産活動を許可する
	(2) 食品製造業
	19. 乳幼児および特殊医療用途配合に関連する開発生産を奨励する一方、高齢者用途製品の開発と生産は取り消す
	20. 自然農産物の加工のみ奨励
(10) 化学原料および化学製品の製造業	37. 「イソプレングム」に対する奨励を取り消す

業種	項目
	<p>40. 「水性インク、電子線硬化、紫外線硬化等による低揮発性インク、エコ型有機溶剤」の生産を追加</p> <p>(14) 非金属鉱物製品業</p> <p>74. 「赤外線透過無鉛カルコゲナイド系ガラスおよび製品」原料の精錬加工奨励を追加</p> <p>80. 「窒化アルミ (AIN) セラミック基板」奨励の取り消し</p>
	<p>(17) 汎用設備製造業</p> <p>100. 「五軸連動デジタルシステムおよびサーボ装置並びに精密デジタル制御加工用高速超硬バイト」に対する奨励の取り消し</p> <p>105. 「サブミクロン超微粉碎機」の製造のみ奨励</p> <p>121. 「医療用現像設備の重要部品の再製造並びにコピー機等のオフィス機器」の再製造追加</p> <p>122. 「水平視野角が 120 度を超えるデジタルカメラおよびその光学レンズ、光電モジュール」の開発および製造の追加</p> <p>123. 工業用途のものを含むオフィス機器の製造を奨励する</p> <p>159. 搭載エンジンの効果が 200kW を超えるトラクターおよび農具製造の奨励を新設</p> <p>204. インテリジェント緊急医療救助設備の製造 (追加)</p> <p>205. 水文モニタリングセンサーの製造 (追加)</p>
	<p>(19) 自動車製造業</p> <p>208. 自動車電子装置の製造と研究開発は合併に限らない</p> <p>209. 新エネルギー自動車の部品製造、新たに「燃料電池の低白金触媒、複合フィルム、フィルム電極、加湿器のバルブ、エアコンプレッサ、水素循環ポンプ、70 メガパスカルの水素ボンベ」製造に対する奨励を追加する</p>
	<p>(20) 鉄道、船舶、航空宇宙およびその他の輸送設備製造業</p> <p>209. 軌道交通運輸設備は合併、提携に限らない</p> <p>211. 民間用航空機の設計、製造および整備において中国側の持分支配を取り消す、汎用航空機は合併に限らない</p> <p>212. 3 トン級以上の民間用ヘリコプターの設計および製造は中国側の持分支配を必要としない</p> <p>214. 民間用ヘリコプターの設計および製造に対する奨励を新設</p> <p>215. 地面・水面効果翼機の製造およびドローン、飛行船の設計および製造に中国側の持分支配を必要としない</p> <p>218. 宇宙飛行体オプトメカトロニクス製品、宇宙飛行体温度制御製品、衛星関連製品の検査測定設備、宇宙飛行体の構造および機構製品の製造に対する奨励を取り消す</p> <p>219. 民間用衛星の設計および製造、民間用衛星のペイロード製造に対する奨励を追加</p> <p>220. 民間用衛星の部品製造に対する奨励を追加</p> <p>221. 衛星関連製品の検査測定設備の製造を追加</p>

業種	項目
	<p>222. 船舶用低・中速ディーゼルエンジンおよびその部品の設計に対する奨励を取り消す</p> <p>223. 船舶用低・中速ディーゼルエンジンおよびその部品の設計については中国側の持分支配に限らない</p> <p>224. 「船舶船室機械」に対する奨励を取り消す</p> <p>225. 船舶通信ナビゲーション設備の設計に対してのみ奨励する</p> <p>(21) 電気機械および機材製造業</p> <p>228. 石炭火力発電所の設備製造に対する奨励を取り消す</p> <p>234. 「定格出力が350メガワット以上の大型揚水発電ユニットの製造：ポンプタービンおよび调速機、大型変速可逆式ポンプタービンユニットおよび発電モーター並びに励磁および起動装置等の付帯設備」に対する奨励を取り消す</p> <p>(22) コンピューター、通信およびその他電子設備製造業</p> <p>245. 集積回路の設計、FPGAの先端実装および測定検査に対する奨励を追加</p> <p>257. 仮想現実（VR）、拡張現実（AR）の設備の研究開発および製造の奨励を追加</p> <p>261. 3Dプリンター設備の重要部品の研究開発および製造の奨励を追加</p> <p>269. 全体スループットが6.4Tbps（双方向）のハイエンドルーターおよび交換容量が40Tbpsを超える交換機の開発および製造に対する奨励を追加</p> <p>270. ハイエンドルーターおよび1,000Mb以上のネットワーク交換機の開発および製造に対する奨励を追加</p> <p>(23) 計器、メーター製造業</p> <p>273. 大型精密機器、高解像度顕微鏡（解像度200ナノメートル未満）の開発および製造に対する奨励を追加</p> <p>274. 「大型精密計器の開発および製造」に対する奨励を取り消す</p> <p>(24) 廃棄資源の総合利用業</p> <p>292. 原子力発電所の建設および経営に対する中国側の持分支配の必要性を取り消す</p> <p>294. 送電網の建設および経営に対する中国側の持分支配の必要性を取り消す</p> <p>300. 水素ステーションの建設および経営に対する奨励を追加</p>
<p>五、交通運輸、倉庫貯蔵および郵便業</p>	<p>301. 鉄道幹線網の建設、経営に対する中国側の持分支配の必要性を取り消す</p> <p>303. 「鉄道旅客専用線」のインフラ総合保守に対する奨励を取り消す</p> <p>307. 民間用飛行場の建設、経営に対する中国側の持分支配の必要性を取り消す</p> <p>308. 公共航空輸送事業は必ずしも中国側の持分支配を必要としない</p> <p>310. 国際海上輸送会社の経営を奨励する</p>
<p>七、リースおよびビ</p>	<p>318. 会計、監査の首席パートナーは必ずしも中国国籍を必要としない</p>

業種	項目
ジネスサービス業	
九、水利、環境および公共施設管理業	<p>340. 都市における自動車専用道路の建設および経営に対する奨励を追加、また中国側の持分支配を必要としない</p> <p>341 (2015年版) . 総合水利ハブに対する奨励を取り消す</p> <p>342. 「ごみ処理場、危険廃棄物処理場(焼却場、埋め立て場)および環境汚染防止」施設の建設並びに経営を奨励する</p> <p>343. 都市における駐車施設の建設および経営に対する奨励を追加</p>

附表6-2：ネガティブリストの2018年改訂時における改訂内容

番号	2017年版ネガティブリスト	2018年版ネガティブリスト	変化状況
1	農作物の新品種の選択育成および種子の生産(中国側の持分支配)	小麦、トウモロコシの新品種の選択育成および種子の生産は中国側が持分支配しなければならない	小麦、トウモロコシ以外の農作物の新品種の選択育成および種子の生産は中国側の持分支配制限を取り消す。
2	特殊および微量石炭類の探査、採掘(中国側の持分支配)	削除	特殊および微量石炭類の探査、採掘の中国側の持分支配制限を取り消す。
3	石墨の探査、採掘(制限類)	削除	石墨の探査、採掘の外資参入制限を取り消す。
4	レアアースの製錬、分離(合弁、提携に限る)、タングステンの製錬	削除	レアアースの製錬、分離を合弁、提携に限る制限を取り消し、タングステンの製錬の外資参入規制を取り消す。
5	完成車、特殊用途自動車の製造：中国側の持株比率は50%を下回らず、同一の外資企業は中国国内で2社まで(2社を含む)同種(乗用車、商用車)の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側の合弁パートナーが共同で国内のその他の自動車生産企業を買収および純電動自動車の完	特殊用途自動車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側持株比率は50%を下回らず、同一の外資企業は同種の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる(2020年に商用車製造の外資持株比率制限を取り消し。2022年に乗用車製造の外資持株比率制	2018年に特殊用途自動車、新エネルギー車の完成車製造の外資持株比率制限を取り消し、2020年に商用車の外資持株比率制限を取り消し、2022年に乗用車の外資持株比率制限および合弁企業は2社までという制限を取り消す。

番号	2017年版ネガティブリスト	2018年版ネガティブリスト	変化状況
	成車製品を生産する合併企業を設立する場合、2社までという制限を受けない。	限および同一の外資は同種の完成車製品を生産する合併企業を中国国内に2社まで<2社を含む>設立することができる制限を取り消し。	
6	船舶（船体ブロックを含む）の設計、製造および保守（中国側の持分支配）	削除	船舶（船体ブロックを含む）の設計、製造および保守の中国側の持分支配制限を取り消す。
7	幹線、支線航空機の設計、製造および整備、3トン級以上のヘリコプターの設計および製造、地面・水面効果翼機の製造およびドローン、飛行船の設計および製造（中国側の持分支配）	削除	幹線、支線航空機の設計、製造および整備、3トン級以上のヘリコプターの設計および製造、地面・水面効果翼機の製造およびドローン、飛行船の設計および製造の中国側の持分支配制限を取り消す。
8	汎用飛行機の設計、製造および整備（合併、提携に限る）	削除	汎用飛行機の設計、製造および整備の合併、提携に限る制限を取り消す。
9	武器・弾薬の製造	削除	武器・弾薬の製造はネガティブリストには入らない（注：この非開放措置に関する説明については、下記をご覧ください）。
10	送電網の建設および経営（中国側の持分支配）	削除	送電網の建設および経営の中国側の持分支配制限を取り消す。
11	鉄道幹線網の建設および経営（中国側の持分支配）	削除	鉄道幹線網の建設および経営の中国側の持分支配制限を取り消す。
12	鉄道旅客輸送事業者（中国側の持分支配）	削除	鉄道旅客輸送事業者の中国側の持分支配制限を取り消す。
13	国内水上輸送事業者（中国側の持分支配）、国際海上輸送事業者（合併、提携に限る）	国内水上輸送事業者は中国側が持分支配しなければならない	国際海上輸送事業者は合併、提携に限定するという制限を取り消す。
14	船舶代理（中国側の持分支配）	国内船舶代理会社は中国側が持分支配しなければならない	国際船舶代理会社は合併、提携に限定するという制限を取り消す。
15	稲、小麦、トウモロコシの買付・	削除	稲、小麦、トウモロコシの買付・

番号	2017年版ネガティブリスト	2018年版ネガティブリスト	変化状況
	卸売（制限類）		卸売の外資参入制限を取り消す。
16	ガソリンスタンド（同一の外国人投資家が30店を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから供給される種類の異なるブランド製品油を販売するガソリンスタンドチェーンは中国側の持分支配とする）の建設および経営	削除	同一の外国人投資家が30店を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから供給される種類の異なるブランド製品油を販売するガソリンスタンドチェーンの建設、経営は中国側の持分支配を必要とする制限を取り消す。
17	銀行（同一の海外金融機関およびそれにより支配される或いは共同で支配する関連者が発起人または戦略投資家となり、1社の中国資本の商業銀行に投資する場合、その持株比率が20%を超えてはならない。また、複数の海外金融機関およびそれにより支配される或いは共同で支配する関連者が発起人または戦略投資家となり投資する場合、その持株比率が25%を超えてはならない。農村の中小金融機関へ投資する海外金融機関は必ず銀行類の金融機関でなければならない。外国の銀行の支店、外資独資銀行、中外合併銀行を設立する海外投資家、唯一又は支配株主は海外の商業銀行でなければならない。非支配株主は海外金融機関とすることができる）。	削除	中国資本の銀行の外資単独持株比率は20%を超えない、持株合計が25%を超えないという持株比率制限を取り消す。
18	証券事業者（設立時は人民元普通株、外資株および政府債権、社債の販売と推薦、外資株の仲介、政府債権・会社債権の仲介および自営への従事に限る。設立満2年後	証券事業者の外資持株比率は51%を超えないこと、証券投資基金管理事業者の外資持株比率は51%を超えないこと（2021年に外資の持株比率制限を取り消す）	2018年に証券事業者、証券投資基金管理事業者の中国側持分支配を、外資の持株比率が51%を超えないものとするに変更する。 2021年に外資の持株比率制限を取

番号	2017年版ネガティブリスト	2018年版ネガティブリスト	変化状況
	に条件を満たす業者は営業範囲の拡大を申請することができる。中国側持分支配)、証券投資基金管理業者(中国側持分支配)		り消す。
19	先物取引業者(中国側の持分支配)	先物取引業者の外資持株比率は51%を超えないこと(2021年に外資の持株比率制限を取り消す)。	2018年に、先物取引業者の中国側持分支配を、外資の持株比率が51%を超えないものとするに変更する。2021年に外資の持株比率制限を取り消す。
20	保険会社(生命保険会社の外資比率は50%を超えてはならない)	生命保険会社の外資比率は51%を超えてはならない(2021年に外資の持株比率制限を取り消す)	2018年、生命保険会社の外資の持株比率を50%から51%に緩和する。2021年に外資の持株比率制限を取り消す。
21	測量会社(中国側の持分支配)	削除	測量会社の中国側持分支配制限を取り消す。
22	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットサービス提供有料店舗、インターネットカルチャーに関する経営(音楽を除く)、インターネットによる大衆向け情報発信サービス(禁止類)	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する経営(音楽を除く)、インターネットによる大衆向け情報発信サービスの投資の禁止(上述のサービス中、中国がWTO加盟に際し、承諾した内容を除く)	外資のインターネットサービス提供有料店舗に関する規定に関する禁止を取り消す。

(注) 上表中、第9項「武器・弾薬の製造」について、2018年版ネガティブリストでは当該項目が削除されたが、これは必ずしも我が国が外資に「武器・弾薬の製造」業種を開放した訳ではなく、当該業種は国内外企業問わず規制色の強い業種に属しているため、参入分野の規制的措施には属さず、外資投資参入特別管理措置に含めることは適当ではない。

中国商務部国際貿易経済合作研究院
(2019年2月)